

## 総務委員会会議録

平成21年3月16日(月)

(開会)10:00

(閉会)16:10

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。「議案第21号 平成21年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人権同和推進課長

「議案第21号 平成21年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」の補足説明をいたします。予算書の279ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額は1億1,932万4千円と定めるものでございます。その主な内容についてご説明いたします。282ページをお願いいたします。まず歳入では、2款1項1目「住宅新築資金等補助金」の1,129万7千円につきましては、償還事務に係る県の補助金でございます。同じく次のページ、283ページの6款1項1目「住宅新築資金等貸付金元利収入」の6,995万7千円につきましては、貸付金の償還金でございます。

284ページをお願いします。次に歳出でございますが、1款1項1目「一般管理費」の3,031万3千円につきましては、貸付金の回収に係る関係経費を計上いたしております。285ページの2款1項「公債費」の8,891万1千円は、市債の元利償還金でございます。以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

おはようございます。前年度末、というのは2007年度末の滞納状況について、件数と金額がどうであったか、まずお尋ねします。

人権同和推進課長

2007年の決算見込みでございますが、滞納額が3億7,850万円、件数といたしましては223件、人で言いますと159人ということになっております。

川上委員

それが2007年度末そういう状況だったということですね。それで2008年度は解決はどのように進んでいますか。

人権同和推進課長

平成20年度は2008年度になりますので、先ほどの数値は2008年度の見込みでございます。すみません、訂正いたします。

川上委員

そういうふうに重ねていかれるとわかりにくくなるので、2007年度末の滞納状況の件数と金額がどうであったかわかりやすく。そのあと、この1年はどれだけ解決したか。そして、今年度末、3月末でどのくらいの見込みになるのか。これ、聞いていきますので、順に。だから、まず最初のやつをお願いします。

人権同和推進課長

2007年、平成19年度末の段階での滞納額でございます。3億7,836万6,242円、件数は242件でございます。

川上委員

それが2008年度のこの1年間でどれくらい解決したのか、見込みもあるでしょうけど、件数と金額をお願いします。

人権同和推進課長

件数で19件、滞納件数が減っております。金額で12万9,462円。金額が増になっております。

川上委員

そうすると、この1年間で件数は19件減少して金額は12万円増えたと言われましたね。これは返還すべき時期を新たに迎えたという額があるのではということですか。

人権同和推進課長

滞納者の件数は若干なりとも減っておりますが、新たな滞納額等が出てまいります。これは、特に滞納者につきましては現年度分よりも滞納分の方、過年度分のほうを先に取っておりますので、また、滞納者によっては一月分丸々収めるのではなく、小額の納付もございますので、若干遅れております。

川上委員

数字を聞いていきますからね。そうすると、もう一遍言いますけど、この1年間で19件滞納が解決したんだけど、新たに12万円増えましたと。それは新しい返還時期を迎えたというのがあります。そうすると、実際に過年度分で回収した額はいくらですか。

人権同和推進課長

滞納分の収入額、2,379万953円でございます。

川上委員

過年度分の回収は2,379万円、これは当初予算の段階では徴収率というか収納率が5%と。それで1,800万円というふうに言われていましたね。それから言うと500万円くらいは目標というか見込みをオーバーしたということになりますか。そういう状況の中で、今年度末の滞納状況はどういう見込みですか。

人権同和推進課長

本年度末が件数で223件、金額で3億7,849万5,704円でございます。

川上委員

そうすると、件数は減っていますが、金額的には前年度末とほぼ同額と。つまり、解決した金額の分だけ新たな滞納が発生したということなんですね。それでは、長期未納者がおられると思います。これは1年前にも聞きましたけど、あなた方のくくり方があるでしょう。1年、2年、3年と。どういう把握の仕方をされているかわかりませんが、長期未納者の状況を説明してください。

人権同和推進課長

平成20年度の状況でお答えします。1年未満161人、件数で164件でございます。1年以上2年未満、これが人数で3人、件数で4件でございます。2年以上3年未満が人数で3人、件数で4件でございます。3年以上4年未満、人数で3人件数で、4件でございます。4年以上5年未満ですね、これが人数で2人、件数で3件でございます。5年以上6年未満が、人数で1人、件数で2件でございます。6年以上7年未満が人数で1人、件数で2件です。7年以上8年未満、人数で4人、件数で4件。8年以上9年未満が人数で1人、件数で2件。9年以上10年未満が人数で3人、件数で4件。10年以上11年未満が人数で1人、件数で1件。11年以上12年未満が人数で1人、件数で1件。12年以上13年未満、これが人数で2人、件数で3件。13年以上14年未満が人数で1人、件数で2件。14年以上15年未満が人数で2人、件数で3件。最後に15年以上となりますと人数で15人、件数で20件、以上でございます。

川上委員

15年以上の支払いがないという方が15人で20件。一人で二口、2件3件と借りてある

方がおられるんですね。そういうことですか。

人権同和推進課長

一人の件数となりますと、当然宅地の取得資金と住宅の新築資金となります。最大2件でございます。

川上委員

一方で、この1年間に払えなくなったという方が161人、164件ということなんですね。滞納の旧自治体別の件数をお尋ねします。

人権同和推進課長

まず、平成20年末でご説明したいと思います。まず旧飯塚市、合計で滞納者が人数で36人、件数で49件。旧穂波町、人数が46人、件数で56件。旧筑穂町、人数が53人、件数で72件。旧庄内町、人数で2人、件数で3件。旧頼田町、人数で22人、件数で43件。合計が人数で159人、件数が223件です。

川上委員

それでは、来年度の解決の目標ですね。これについては、先ほど今年度末の見込みの数字が出されておりまして、それとの対比でわかるように説明できますか。

人権同和推進課長

平成21年度、あくまでも目標でございますが、件数で4件の減、金額で281万7,271円の減を見込んでおります。

川上委員

その数字は現年分、この1年間で返還時期を迎える分を含めたところの数字でしょう。私が聞いたのは、今度3月末に223件の3億7,849万円と言われましたね。これがどう減って行くのかをお尋ねしたいと思ったんだけど、そういう数字が出ますか。

人権同和推進課長

平成21年度の見込みの滞納者の件数が219件、金額で3億7,567万8,433円、それで平成20年度末から平成21年度の見込みの差が先ほど申しました件数で、マイナス4件、金額で281万7,271円となっています。

川上委員

わかりにくいんですね。この1年間で、どれだけ滞納分を集めようとしているのか、それによって解決件数が生じるでしょう。その逆もあろうけど。要するにこの1年間は2,379万円を過年度分集めましたと言われたんだけど、来年度はどうかということを知りたいんですよ。

人権同和推進課長

過年度分の収納見込みが、収納額で2,199万9千円の過年度分収入を見込んでおります。収納率で5.81%を見込んでおります。

川上委員

前年は5%というふうに言われていましたので、そういう意味では0.81%増えますよというふうに見えるんだけど、しかしいずれにしても努力されていると思うけれども、金額的には微々たるものですね。それで、来年度の滞納解決の重点策というのはないのか、あなた方が抜本策を考えきれないから去年は5、今年は5.81というふうにとどまっていると思うんですよ。それで、解決の重点策、今どういったことを考えておられるのか、お尋ねします。

人権同和推進課長

これまでも鋭意努力してまいりましたが、今後も夜間徴収をはじめ、長期滞納になっている方は公正証書による和解等も含めてそういう協議をしながら、できるだけ多くの方々から徴収が出来るように滞納額の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

前年の答弁とほとんど変わらないので抜本策を編み出しきれてないということなんでしょうけど、この間、滞納理由別の件数もお聞きしましたでしょう。そのなかで、例えば本人死亡とか意思欠如とか、そういう理由にならないことが理由に挙がっているんですよ。それで、理由に対応する重点対策を取らないと進まないと思うんですよ。それで、これまで報告された、議会に説明された理由別の件数、あのくくりは改めましたか。

人権同和推進課長

今まで滞納者の要因別のくくりを曖昧な部分、多分にありまして、それを出来るだけきちんと調査して本来の滞納状況を把握するために内容を変えまして出来るだけ、項目は変わりませんけれども、もう一度中身を精査いたしまして区分しております。先ほど申しました平成20年度末の223件の滞納件数に対しまして、理由別で申しますと、滞納であるが定期的に納入されている方がこのうち164件ございます。それとは別に1年以上納入されてない方が59件ございます。この中でこれをまた詳細に区分いたしまして、59件の要因別で申しますと、滞納者の死亡がこのうち22件ございます。そして行方不明が10件、破産が6件、生活保護が7件、収入減少による生活困窮者が6件、病気療養中が1件、意志の欠如と見られるものが7件という形の要因別の内訳になっております。

川上委員

そういうふうに具体的に見ていくと、生活保護、それから生活困難、病気、病気というのは生活困難ということなんでしょうけど、そういった方々とそれ以外にもう少し煮詰めないといけないでしょう。1年前も言ったと思うけど、22人が亡くなっていると。長期にわたりますからね、そういうことがあると思うんだけど、それが貸付金を返還願うこととの関係で言うとうどんの意味が法的にあるのか。ご本人が亡くなっていたとしても。行方不明もまた違う意味合いでしょうけれども、返還を求める点で言えば同じことが言えると思うんですよ。破産は別でしょうけど。それから意志欠如が7人と。15年以上払ってない方が15人おられて、この中に意志欠如が全員ではないという意味ですね、そうすると。15年払ってないけど払うつもりはあると。こういう方々が今年1年は払ってもらえるわけでしょう。7人が全員15人の中に入っていたとしても8人は払う気があるということですから。そういうふうに詰めた仕事がこの1年間でできたはずなんです。それをあなた方はしなかったんですかね。どうですか。

人権同和推進課長

二件について質問が出ましたが、一件が死亡者に対する対応ですね。もう一件が意志の欠如者に対する対応でございます。まず死亡者につきまして22件ございます。その件でございますが、債務につきましては相続人に相続されますので、引き続き相続人に請求をいたしております。ただし、相続放棄をされた場合は保証人に請求をいたしております。死亡22件、対象者は16名でございますが、そのうち9名につきましては相続人である子どもと、1名についてはその他の親族と交渉中でございます。2名につきましては、相続人である妻、子ども等が相続放棄をしているために保証人と交渉にあっております。4名につきましては相続人等について調査中でございます。また、意志の欠如ということでございます。7件の対象者、6名でございますが、そのうち1名につきましては競売により一部入金がありましたが、対象物件が既になくなっておりますので、それで債務が終了したという認識を本人が持っております。また、一時期行方不明でございましたが、住所が確認できましたので、現在支払いを督促する形で交渉をいたしております。また、4名につきましては、収入がありますが日雇仕事で給料も日払いであったため、その日のうちに消費してしまうなどの状況で返済意識が弱く、滞納となっております。しかし、そのうち2名は今年度になり返済の意志を示しております。ただ、現在求職活動中であり入金はまだ現在まであっておりません。早急に入金されますよう交渉をいたしております。他の2名につきましても指導を現在行っております。残りの1名につき

ましては償還期間中との1か月分が途中抜け落ちておりまして、借受人がそれを入金済みという判断に立っておりますので、間違いなくそれは入金されておられませんので、本人とそここの誤解されている分を現在交渉中でございます。

川上委員

私は、今日のような経済危機のもとで市民生活が苦境にあるというのは、どの市民の皆さんも同じと思うんですね。こういう中で現在納税課がやっているような生活権を脅かすような差押えをやれとは言いませんけれども、力のある方にはきちんと返還してもらおうということを強く要求していくべきだと思うんですよ。それから言うと、新たな滞納が起らないようにするというと同時に過年度分について思い切った手立てを打たないといけない。これについては部落解放同盟だとか同和会に、あなたがたが思い切った手立てをとる上で協力を得にくいと。なぜかと。個人情報だからというふうに言われるんだけど、まさか障害にはなってないでしょう。この返還を求める業務を進める上で市の補助金をもらっている団体が障害にはなってないと思うんですよ。なってますか。どうですか。

人権同和推進課長

今、委員ご指摘の件でございますが、運動体が償還にあたっての障害になっているというケースは全くありません。

川上委員

そうでしょうね。それで、ずっと言っているのは、返還状況を、個人情報にかからない範囲のことはあるじゃないですか。それは言っているんですよ。議会に答弁するようなことは。解放同盟とか同和会が全く関与しないで借りることはないわけだから。だから、状況を言って、これは正常じゃないわけだから、彼らは彼らの問題意識を持って、同時に自分たちは自分たちの仕事の範囲で、個人情報があるでしょう、自分たちの仕事の範囲のことだから。市から個人情報をもらわないで自分たちの団体としての取組みができると思うんですよ。特開OBに対する仕事ではそれをやっているわけだから。彼ら自身が。だから、そういう意味合いにおいてきちんと解放同盟に協力を申し入れるということを今年こそしませんか。

人権同和推進課長

滞納整理に関する運動体とのかかわりの部分でご質問されておりますが、滞納につきましては一人ひとり顔の見える形できちんとした交渉を行いまして、また、生活状況、実態を十分把握して、生活するうえでの影響のない範囲においてできるだけ支払いいただくように先ほど申しました夜間徴収も含めてきちんとしております。運動体に対しましては先ほどから委員のほうからも出ましたように個人情報等ございますので、運動体にそういう相談せずに行政の責任において今後ともきちんと滞納整理、徴収業務を行ってまいりたいというふうに思っております。

川上委員

最後にしますけれども、同じことを言うようですけども、解放同盟だとか同和会には行政の補完行為を求めるといって多額のお金を事実上人件費として渡しているわけですよ。社会的に見たら、ピラを撒いているとか、何か宣伝しているというようなこともあまり見受けられない。では、多額の人件費を持って何をしておるのかということが、何の行政の補完行為をしてもらっているのかと言うことになるんですよ。これは別の機会に問いますけど。それで、この業務は人権同和推進課がいつまで持つのかと。もともと人権同和推進課がいつまでないといけないのかということもあるんですよ。あなた方のセクションでこれを持たないといけないのかと。もっと有効なところが市の機構の中ではないかと思ったりするんですよ。人権同和推進課以外のところで担当して、業務を進めるという考えはないですか。どうですか。部長に聞いた方がいいですか。

#### 企画調整部長

この未納者の減少、それから解消に向けましては今、人権同和推進課の職員が一丸となりまして訪問徴収、それから夜間徴収、こういうことをやりまして解消に向けて鋭意努力いたしております。さらには悪質でかつ支払い能力のある悪質な未納者につきましては今後とも法的措置を講じて、そして滞納金額の解消に向けまして一所懸命努力してまいります。それとあわせてまして運動団体のほうに徴収協力ということになりましたら、個人情報の保護の観点からしまして極めて厳しい部分がありますので、人権同和推進課の職員が責任を持って滞納額の減少、さらには解消に向けて努力していきますので、よろしくお願いいたします。

#### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### 兼本委員

これで今、最後に触れましたけど、予算が1億1,900万円。貸付業務が終わっているわけですから、後はもう言ったら悪いですけども徴収業務だけで1億というお金が毎年動いているわけですよ。行財政改革からいきますと、こういうのは早くなくしてしまうと1億いなくなるわけですよ。そういう面からお尋ねしますけど、いま先ほど運動団体と言いましたけど、市と貸付業務の話ですから、債権債務の話ですから、あんまりひょんなところで振ると変なふうになりますから、私はそういうことはしない方が良いと思います。いずれにしましても金融機関はお金を貸して戻ってこなかったら競売にかけてやるわけですよ。競売にかけてやることによって債権が不動産を売却してその中から残り、不足分については保証人に対して請求するというのでやるわけですけど、この中で歳出の一般管理費の中に競売手数料は124万4千円ということで予算が上がっているわけですけど、これは現実に弁済期が過ぎて、そしてなおかつ支払いのない債務者に対しては競売を市がかけているんですかね。私は市が競売をかけたということは聞いたことないんですけど、これは競売手数料の124万4千円と上がっていますけど、これはどういう金額ですか。

#### 人権同和推進課長

今、委員からお話がありましたが、積極的に競売をかけるという形は現段階は想定しておりません。どうしても競売をかけることによって市が入手できるお金が限られております。既に古い家屋がほとんどでございますので。ただし、競売という可能性がゼロではございませんので予算上は一定額計上いたしております。

#### 兼本委員

いや、それはあなた、答弁おかしいよ。競売をかけてね、金額が下がったとしてもね、断固たる措置で競売かけないと支払いませんよ、債務者は。そんな温情のあるような形でね、毎年1億1千万を、これだけの税金をね、徴収業務だけですよ、これ。今から新しい制度でね、何かやってるんでしたらね、税金1億1千万かけても何ら問題ないんですよ。でも、ただ徴収するだけですよ。それに1億1千万税金かけてね、もちろん県からの補助金もありますからね、単費の持ち出しは1億1千万円もありませんけどね。しかし、いくらね、1千万のものが競売かけて3百万になったとしてもですね、もうそれはいつまでもずっと置いて、1億1千万税金を使うよりもですね、捨てたほうが、捨てたというのは言葉が悪いですけども、放棄してもですね、それした方が市のためには、どっちが得かということも考えないといかんですよ。だから、そのためにはね、競売までね、ちゃんとかけるような手続きを勉強してですね、今、納税課の方は動産の競売をやってますよね、インターネットで、動産の競売とか。それから電話加入権というのは、ほとんど売れてませんけど、そのような競売をやっていますよ。不動産の競売というのは、行政はなかなかやってません。なかなか難しいからですね。しかしもう、これだけ今さっき話を聞いていたら、15年以上もね、支払っていないということ、そういう

人達のためにね、いくらか月々何千円か貰うたって、完済なるまで何年かかりますか。それまでずっと、1億1千万税金を投入しなけりゃいけないんですよ。どっちが得かということを考えれば、例えば徴収業務がずっと減って行って、毎月催告しないでもですね、振り込みでずっと入ってくるということになってくると、人間は一人こんなに要らないからですね、それだけの予算要らないと思うんですよ。だから、ある意味ではですね、強い意味で差押えするのがいかなものかという意見もあります。納税課がやっていることに対しての意見もありますけどね、しかし、ある意味ではそういうことをやるから徴収率が上がるわけですよ。だから、それがいいのか悪いのかというのは、賛否両論あります。私も行き過ぎではないかと言うたこともありますけどね。しかし、それだけの強い態度をとらないと、貸金の回収というのは出来ませんよ。だから今、銀行なんかもそういう形ですと、滞納があったらもう情とか何とかないんですよ、もう。すぐ競売かけて立ち退かせて、もう、回収業務に入るわけですよ。だから、行政ですからね、あまり銀行とは違って、営利目的じゃないからですね、そんなに強くはできないにしても、やることだけはやらないと駄目なんですよ。運動団体とか何とか頼る必要は何もないんですよ。貸したお金ですから、借りた人間に払えというのは、何も文句を言われる筋合いのものでもないわけですから。だから、そういう形の中で、折角ここに競売手数料の百何十万円、上げているわけですからね。例えば、これのために裁判所を辞めた方を一人臨時でも何でもいいから雇ってですね、そして、不動産の競売に着手することになればですね、私はそっちの方が回収が早いと思いますよ。だから、今年度は無理にしてもですね、次年度からはどういうふうにするかということを見直してですね、やられる方が私は早いと思います。運動団体をお願いして、何とかかんとかというのは、本末転倒ですよ。そんなことはする必要は何もないんですよ。貸した人間から返して下さいというのは当然債権債務の関係で、当たり前のことですからね。だから、そういう形の中でやられた方が回収は早いと思います。だから、それが、根本的に私は、回収の打開策だろうと思うんですよ。いくら夜間徴収やったとしても無理ですよ。それよりも、支払えないで悪質とみれば競売をポンとかけてですね。あなたが言うように金額が減るからとかなんとか、そんな関係ないですよ、金額が減ろうが減るまいが、100%回収ということは、絶対できないと思うんですよ、今の段階では。そしたら、競売かけてやればですね、競売かけられたら、もしかしたら民売で売って徴収というのものもあるわけですからね。そういうふうな法的な手続きで回収業務に入るということをせんと。お金を貸しとるやつと運動団体との話は別でしょうが、全然。きちっとした答弁をしていかないと、毎年同じ答弁でいつも同じことで最後終わられてるでしょ。何も関係ない話でしょう。あなた達が貸した金を徴収することですから。だから、あなたのところであるのがいいのかな、どうなのかというのは私も思いますけどね。だけど、そういう形の中で、次年度からぜひ、そういう形でやったほうがいいと思うんですけどね。どうですか、その決意のほどを、あなたではなく、担当部長。

#### 企画調整部長

今、委員ご指摘のように、この滞納者のなかで、不動産・動産を持っていらっしゃる方がございます。また、そして資力のある方もおられます。そういう方につきましては、訪問徴収、夜間徴収も併せまして、21年度につきましては、法的処置、競売をかけるという方向で研究してまいりますし、また、その実行に移してまいりたいというふうに考えております。

#### 兼本委員

来年もこれ予算出るわけですからね、その時にはどういう形で滞納がですね、やるということをしちっとした答弁が出来るように。競売かけると言えば、質問者もそれ以上、滞納状況だけの話だけ聞いたらどういうふうにするかと言ったら、競売かけますと言ったら、それで済むことですからね。だからもう、今年は今から競売かけるというのは、なかなかその専門職がい

ないと不動産の競売は動産の競売のようにはいかないと思いますからね、難しいかも分かりませんが、やればやれないことはないと思います。職員が一人おりますからね。常時徴収に回っているわけやないわけですから。この方が本当に真剣に勉強すれば、不動産の競売もやれないはずはない。だから、1年かけて勉強して、この人が専門で来年競売かけるのか、それからどうするのかということは、今返事しろとは言いませんけどね。しかし、毎年1億1千万も予算をあげるような必要はないと思うんですよね。だから、きちっとその点は来年の予算の時にはですね、どういう方向で解決しますという言葉でですね、答弁できるように、勉強してくださいよ。そして、課長、競売かけたら貸したお金よりも下がるからとか何とか、そういう考え方を持っとったら回収はいつまでたってもできませんよ、本当に貸したお金を回収しようと思ったら。これ、自分のお金やったら、返ってこなかった時はどうしますか。自分のお金貸したと思ってごらん。自分のお金100万貸しとってよ、返ってこなかったら、競売かけたら80万になるから、20万損するけど、80万でも入った方が得でしょう。私は自分のお金と思ったら、そう思いますよ。これ、会社やったら早く潰れます、こういう貸し方してたら。だから、来年の予算立てる時には、今言うこの人員が一人おりますからね、この方が常時、四六時中この業務に携わってるわけじゃないんだから、不動産の競売も勉強してやればやれると思います。だから、そういうふうにするのかどうするのかということを引きちと来年の予算の時には言えるように、そして、滞納は何件ありますという同じ質問をされてるから、資料が何かでもう出しといたほうがいいですよ。去年も同じ質問やったでしょう、これは。口頭で言ったら難しかったら、資料で出してもらえば、一発で時間も30分も40分もかかりませんからね。そういうことで、一つよろしくお願いします。

委員長

ほかに、質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、議案第21号、平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算案に反対の立場から討論を行います。滞納額元利3億7567万円と巨額であるのに対して、抜本策もなく、滞納整理見込みが余りに小さく、新規貸付が終了しているとはいえ、このような予算を認めることはできません。詳しくは本会議で述べます。以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

委員長

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第21号 平成21年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

委員長

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第34号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総務課長

「議案第34号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。議案書の40ページをお願いいたします。本議案は、統計法の全部改正に伴い、関係条例であります個人情報保護条例の適用除外であります個人情報の規定を改めるものでござい



ます。改正内容につきましては41ページの新旧対照表のとおりでございます。以上、簡単ですが、議案の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

統計法の、これは平成19年法律第53号となっておりますが、法改正の関連の整理ということなんですが、この法改正そのものについてはどういう意義があったのか、お尋ねをしたいと思います。

委員長

暫時休憩します。

休憩 10:47

再開 10:56

委員会を再開します。

総務課長

今回、新統計法附則第2条の規定により、統計報告調整法が新統計法施行令附則第2条の規定により四つの政令が廃止されているところです。これらの詳細な部分については分析しておりませんが、要約いたしますと、一つは、公的統計の効率的整備及び有用性の確保を図るために改正されたものと考えられます。また二点目といたしましては、公的統計の作成、提出の基本となる事項を定めることといったことが目的とされております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第34号 飯塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第35号 飯塚市 公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

総合政策課長

議案書の42ページをお願いいたします。「議案第35号 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。このことにつきましては、指定管理者の管理の適正を期するために現行の「飯塚市公の施設指定管理者選定委員会」を、その所掌事務に指定管理施設の管理運営の状況についての評価等を加えた附属機関とするための一部改正でございます。新旧対照表でご説明いたします。45ページをお願いいたします。中ほどの第18条の指定管理者選定委員会を指定管理者選定評価委員会に改めています。なお、指定管理者選定評価委員会の所掌事務を同条第1項第1号から3号まで規定をしております。次に、条例中の文言の整理を行っております。指定施設を指定管理施設に改めています。

また、先の本会議で審査要望が出された件につきましては、現在、指定管理者導入施設は、31施設ございます。今後の導入予定施設が86施設あり、合わせて117施設となります。指定管理者評価につきましては、1施設につき、複数回の指定管理者選定評価委員会の開催が必要と考えております。1日に3施設を委員会で評価したとして、2回開催した場合、117

施設×2日÷3施設=78日要する計算になります。現実的に全部の施設を対象に毎年実施することは、将来的に困難性があると判断した中で、まず所管課において1次評価を行い、その結果において「要改善」と評価された指定管理施設に対しまして、庁内委員会を設置し2次評価を実施いたします。この委員会で指定管理者選定評価委員会での審議が必要と決定された場合に、同委員会において、審議をいただくこととしています。以上で、説明を終わらせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

本会議での質問を聞いていて、よくわからなかったのですが、これは指定管理者を指定する委員会と、その指定管理者の管理運営状況が適正に行われているかどうかという評価委員会と、二つ兼務したということになるわけですかね。

総合政策課長

質問委員さんのおっしゃるとおりでございます。兼務をしたいと思います。

兼本委員

自分たちでこの指定管理者、A業者さんがいいだろうということで、選んどいて、その方が正しいかどうかを評価するという、「選ぶ」と「評価する」という二つの権限を与えるということですか。これは、恐らく先進地もそういう形でやられている事例があると思うんですけど、これをその違う委員会にするというような、例えば指定管理者を選ぶ権限、それと評定する権限、二つの委員会に分けたというような委員会の指定管理、したやつはありませんかね。

総合政策課長

他市の状況を調査いたしました中で、まだ評価委員会を外部に任せているというところ、事例が少ないので詳細、事例というのは把握しておりません。

兼本委員

一般的にですよ、自分達がこのA業者さんがいいやろうと選んどいて、そしてそのA業者さんの管理運営がいいか悪いかということをもた選ぶということは、自分達が選んだやつが駄目だということを、自分達で評価するわけやからね。だから一般的に考えると、ちょっと馴染みが、二つの権限を与えるということはおかしいことやないかなあと思うんですよ。結局、検事と判事と、まあ検事と弁護士か、二つの権限を一人の人間に与えたようなものやからね。自分で刑を言っておいて、あとでこれはつまらんやっただけやから、私はこれ、いかなものかと思うわけですけど。これは恐らく先進地では、こういうようなことはどうかかなと思うんですけどね。これ出したということは、こういう事例は他の先進地ではたくさんあったということですか。

総合政策課長

なぜ、選定委員会に評価を兼務させたのかということで、ご答弁させていただきたいと思えます。もともと、本市の条例におきまして、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条および条例施行規則第8条におきまして、指定管理者の指定の取消し、または期間を定めて管理の業務の全部、もしくは一部の停止規定を定めておりますが、この時にも市長は選定委員会の意見を聞く、ということの中で定められています。今回、指定管理者の評価等の適正を期するために本条例の一部改正を行い、その所掌事務についての明確化をいたした次第でございます。

兼本委員

指定候補を選定するための選定委員会という意味ではわかるんですよ。でもその指定管理者は管理運営が悪かったら、取り消すとか何とかというのは行政の責任ですからね。だから

それをいいのかわいのかと聞くのを、今あなた達が言ったように、1次評価、2次評価という形の中でやれば、私はそれで十分じゃないかと思うんですよね。なにも、取り消すことについてまで、自分達が選んだ人を1次評価、2次評価が出たから指定管理者の選定委員会に、こういう問題が出ていますが、いや、私たちはこういう事で選んだんだから、駄目ですよ、ということもなかなか、言えますかね。私は、ちょっと意味合いとしてはおかしいような気がするんですけどね。指定管理はそもそも、公の施設は直営でやるかもしくは指定管理でやるかということは地方自治法で決まったわけですからね。だから、いずれかの方法でやる、悪ければ行政が指定管理を取り消して直営でやるか、新たな指定管理者を選定するかやればいいわけですからね。だから、判断はあくまでも、指定管理の管理運営がいいか悪いかという判断は、これは行政なんですよ。指定管理者選定委員会でないですよ。選定委員会というのは、その指定管理者がいいかどうか、プロパーかなんかで来た時に、初めてその指定管理者が妥当であるかどうかを選定するのが選定委員会であって、その人にその指定管理者がいいか悪いかという、悪いという判断までは、私は設けてないじゃないかと思うんですけどね。だから、先ほどあなた方が言ったように、百何十施設になりますから、選定委員会やるのは大変ですから、まず、所管でやろう、1次、それから委員会を設けて2次、ということで答弁がございましたけどね、私は1次、2次でやれば十分だと思う。そして、もしも、求めるならば、逆に監査委員とかなんとかで、1次、2次の評価を持って行ってどうかという事の第三者機関に、別の機関に結果を求めることが、私は一番考え方としてはいいんじゃないかと思うんですけどね。私は、もう少し検討する余地があると思いますけどね。これ、普通、一般的に自分で選んでおいて、自分でつまらんという事をね、同じ機関にそういう二つの権限を与える、イエスとノーの権限を与えるということは、ちょっと、行政法上どうなのかな。

企画調整部長

今回の条例改正で選定評価委員会といたしております。これ規則の中で、選定委員会、従前の選定委員会のメンバーとしまして、10人以内と、その内訳が、学識経験者が3名、それです、全く同一人物という取り扱いはいたしておりません。その内の、選定委員の内の6名が固定委員ということになっています。残りの4人については評価をしていただくために、いわゆる有識者、施設に精通した人、この方を2名、それから利用者代表1名と、そして市職員も新たに1名という4名を新たに追加した中で、評価をしていただくという内容にいたしております。従いまして、選定をなさった方々は6名おる、これは選定にあたって、こういう内容で選定したのよと、今回評価に当たりましては、また別の目から評価をしていただくというような組織立ての中で、選定評価委員会という内容にいたしております。そして、評価をしていただいた内容について指摘があれば、指定管理者の方に指摘も行いますし、また次回の更新時期においての、選定委員会の中にも、こうして反映をしていただくというような内容にいたしております。

兼本委員

指定管理者は指定させるのは誰の責任ですか。指定管理者の選定委員会が指定させるのですか。指定管理者を指定する、この公の施設を選定委員会に任せるという権限は、誰の権限ですか。

企画調整部長

もちろん、市長でございます。

兼本委員

そんなね、人数の構成まで言うとややこしい話になるんですけどね。それなら、10人のうち6対4で、決議はどのような決議になっているんですか。この選定委員会の決議は。

企画調整部長

合議制でございます。

兼本委員

合議制ということは、全員一致、全員一致ですか。全員一致なら6人選定した人間がおったら、全員一致なるはずないでしょ。自分達が選んだものを4人から駄目ですよと言われた時に、6人の人たちが、それ駄目ですね、って言いますか。例えば、過半数にしても6対4で負けるでしょ。一步引いて出席者の過半数の数でいったとしても6対4でしょ。10人全部来たとしたら、6対4で負けますよ。そして、市長の責任ですよ、これは。行政の責任ですよ。そして、どうなるんですか、選定委員会がこうですよと決めたら、市長、こういうふうになっておりますから、市長、決裁印押してくださいといって、市長はその席に何も入らないわけですよ。誰の責任ですか、おかしいでしょう。あなたは自分で選んどって、それがつまらんとということ、あなた自分の口から、一遍いいと言って言えますか。私は、同じ人間でイエス、ノーの判断をひとつの、一人の権限に集中させるということは、私はいかがなものかと思うということを聞いてるんですよ。だから、それは先進地でもやってるんですか、どうなってるんですかということ聞いてるんですよ。こういう事例がありますか。選定委員会の選定というのは、選ぶための選定委員会でしょう。駄目だということを選定する委員会ですか、これは。

市場委員

ちょっと、今、兼本委員の質疑で、課長の言いようことと部長の回答が違ったんですよ。現実に。課長は、選定委員会がそのまま評価委員会になるという言い方やったんじゃないかなと私は受け止めたんですよ。そして、部長は違う組織的な人数を加入して評価するんですよ、と今言われようけん、その辺の回答を整理してもらわんとですね、ちょっとこっちが混乱してるんですよ。ぜひその辺を委員長、お願いしたいと思いますが。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:14

再開 11:23

委員会を再開いたします。

兼本委員

この問題ばかりしても、時間ばかりかかって明確な答弁が出ないと思いますけどね、18条の2項で委員会の組織及び運営に関して必要な事項は規則で定めるとというのが、新しい中にあるんですよ。だから、例えば選定委員会は先ほど言ったような人間の構成、前の方が6人と新しいのが4人ということをやるということで、今答弁がありましたけど、これを逆に、例えばこの18条の2号の管理運営とか、こういうふうなものについての組織については、前の方が全然入ってなかったらどういう経緯でこの人を選定したということが分からないと思いますので、その方たちを2人ぐらい入れると、あとの8名は全然新しい人にするということになりますと、例えば最終的には全会一致と言っても、2人くらいは、8人はやはりおかしいと言って、あと2人はおかしくないと言っても、それは民主主義の多数決の原則にのっとらないと仕方ないと思いますので、これを規則で定めるということになっておりますので、例えば18条の1項2号のこういうものについての委員会の構成メンバーは、旧の方が2名なら2名、新しい方を8名という形での委員会構成を全部変えますと、いわば新しい選定委員会というかたちになるかと思っておりますので、そういうかたちであれば一步下がっても何とか了とはしますけどね、今答弁のあったように6対4のままの形の中で、旧は6名残っていて新が4名しか入りませんということになると、必ず多数決の原理でいったとしても負けますからね。これは絶対駄目ということにはならないと思うんですよ。だからそういう形の中で、規則できちんと定めたやつを後でそういうことにしますという答弁でもあれば、了としますけどね、いかがですか。

企画調整部長

今、委員ご指摘のように、先ほど私が答弁したのは、6対4というような比率の中で答弁させて頂きましたけど、しっかりした適正な評価をしていただくためには、委員の人数の割り振りにつきましては規則の中できっちりと明記していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

兼本委員

今あなた「考えております」と、考えてなかったわけやからね。考えてなかったわけですよ。だから、私がそういうことでどうかと言ってるんですよ。そういうことであれば、規則の、例えばAという施設の選定をした時の委員さんのメンバー構成はこうですよと、これが例えばこの18条の2項によって管理運営状況について検証評価をするときの委員さんはこうですよということをきちっと出してもらえれば人間の違うということが明確になりますからね、そういうことをやったらどうかということですよ。あなたは、考えてなかったから6対4と言ったんですからね。そういうことであれば、ひとつの委員会であっても人間構成が変わりますからね、私が選んで、私が反対するということじゃないと思うんですよ。例えば、総務委員会のメンバーで選んで、つまらんやったから総務委員会のメンバーが駄目とはなかなか言えないわけですからね。だから、委員長と副委員長を残して、あとの人間は全部替えるということになれば、委員長、副委員長がこういう形で総務委員会は通しましたよと、そしたら他の人がおかしいじゃないかと言ったら、そうやったですかということ、それは出来るかも分かりません。だから、そういうふうなメンバー構成を規則の中で定めるとなっておりますからね、ここではつきり会議録に残してもらいたいので、そういう形でいけるかどうかということの答弁をするか、それとも一回撤回して、新しい委員会構成でやりますという条例を変えるという形でいくのか、どちらかを答弁してください。

企画調整部長

規則の中で委員会の構成につきましては、その中でしっかりと決めていきますので、お願いたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

先ほど、本市の施設で指定管理制度を導入している施設は、現在31という話がありました。その後、86を予定しておりますと、それで117にする予定と言われましたね。そうかと思うんだけど、86を予定しておるといのは、何によって86を予定しておるんですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:30

再開 11:32

委員会を再開いたします。

総合政策課長

今のご質問につきましては、私は去年4月に総合政策にまいりまして、その時に多分合併時の検討資料だったかどうかちょっと記憶がございませんが、導入検討予定施設ということでの数字があがっておりましたものですから、その数字をこの委員会で述べたということです。

川上委員

指定管理者制度は、議会議決事項なんですね。市長が、議案として出す決意をしていない数字をあなたは今言われたわけですね。それで、保育所除いて712施設あるでしょう。今言われた86を仮に加えると、117ということですね。そうすると、712のうちの117が指

定管理者制度導入ということになるわけです。この姿をどう見るのか。7分の1が指定管理者制度導入ということになるわけです。117の施設を使ってる市民は年間どれくらいおられるのか、そして現在、主たる目的は住民サービスの向上ですから、管理経費の縮減もついてくるという位置付けですよ、自治法は。そうするとあなた方は利用状況はどうかとか、それからその一方で現在どれだけの経費がかかっているのか、ついてくるものとして管理経費の縮減効果がどれくらいあるのかとか、そういったところまでは考えていますか。

企画調整部長

指定管理者制度の導入につきましては、市民サービスの向上と経費の節減という大きな目的がございます。先ほど課長が答弁しました、これから指定管理者制度に移行する施設につきましてはの利用者数とか現在の経費ということまでは、まだ調査いたしておりません。

川上委員

そうですか。そうすると、117の管理経費、どれくらいお金がかかっているでしょうね、今。10億円ですか、20億円くらいですか。そのうち、あなた方の発想で言うと、1割カットでくるでしょう。そうすると、10億円か20億円か分からない仕事量が、民間に移るわけでしょう。それを何年くらいでやろうとしてるんですか、一気にやろうとしてるわけでしょう。このところを少し説明してもらえませんか。

企画調整部長

先ほどから答弁しておりますように、これは公の施設の指定管理者制度移行につきましては、住民サービス、それから経費の節減ということを大きな目的として、飯塚市も制度の導入に向かって推進を図っているところでございます。しかしながら、これをいつまでにやるのかということについては、今、公の施設の第1次実施計画の中で、指定管理者制度に移行する施設については明記されているわけでございます。そのような形の中で、いつまでかということについては、出来れば早い段階で指定管理者制度に移行しまして、そして市民サービスの向上と合わせて経費の節減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 11:36

再開 11:36

委員会を再開します。

川上委員

それで、指定管理者制度を仮に導入した場合は、評価は当然必要と思うんですね。先ほどは、選定と評価の権限を兼ね備える機関がどうかという指摘があって、もっともな指摘なんですけど、もう一つの問題は、こういう大規模なお金が動くような、市民のサービスにもすごく影響があるような場合に、何を基準に評価をするのかと、これによってどこで評価をするのかというので大きく変わると思うんですよ。それで、あなた方は、根本において何を評価の基準として考えようとするのか。適正と書いてあります。何について、適正であるかどうかをね、1円でも安い方が適正というようにあなた方が考えるのか、東京の業者ではなくて地元の業者がいい、これを適正と考えるのかね、によって、委員会の構成だって、あなた方の思うままじゃないですか。あなた方の規則、議会に諮らずに思うままに決められるわけだから、その都度あなた達の思うような人を選んでいいわけでしょう。だから、評価の基準をどこにおいておるのか、お尋ねをしたいと思います。

総合政策課長

基準と申しますか、役割と申しますか、指定管理者に求められる重要なことにつきましては、当該施設の設置目的や特性に応じた管理運営を行うにあたり、所有する能力を最大限に活用す

ることによって、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的な対応及び住民サービスの向上、ならびに管理に係る経費の削減を図ることだと考えております。選定後におきましても、そのことが履行出来ているかどうか等につきまして、確認検証を行い、適切な改善指導を実施することが重要なことだと考えております。規則以外にも、要綱それからまた評価表等を作成いたしまして、それに基づいた評価をしていきたいと思っております。

川上委員

この指定管理者の手続条例は、旧飯塚では合併前年の9月議会にあなた方提出したんですね。それで、共産党はいくつかの問題点を指摘して反対しました。その中のひとつに評価の問題があったと思います。合併して、3月26日にあなた方は旧飯塚の条例とほとんど同じものというか、詳細に見てないけど一致してるものでしょう。それを専決処分した。4月7日の臨時議会で、専決処分の承認を求められたわけだけど、共産党はこれに反対したわけです。基本的には、旧飯塚の条例と同じ問題点を指摘して。そして昨年3月にあなた方は、そういう状況の中で、情報公開、個人情報の保護の問題について一部改正をしてきたでしょう。それについては、本来義務規定にするべきなのに、努力規定で終わっておるということで、共産党はこれについても反対しました。今度、評価の問題が出てきてるわけです。なぜ今あなた方は、この何年もの間、評価の問題についてほとんど考えてなかったのに、今度の議会に評価を調査審議事項とする附属機関を作りたいと思ったのか。なぜ今こういうことを考え始めたのか、そこを聞きたいんですけど。

企画調整部長

指定管理者制度を導入するにあたりましては、第三者を含めましたところの選定委員会を設置しまして、候補者の選定をしていただいております。そして、指定管理者が施設の維持管理を進めていくうえで、市民サービスの向上、市民の満足度、それから市民がどういうこと望んでいるのか、それから経費の節減も行われていっているのかというようなことは、選定する以上は評価をして、そしてその評価の中身を見て、次の再度の選定にもあたっていきいたいというようなことを考えております。今までは、選定だけで終わってましたけど、評価も合わせた中で、さらにより良い指定管理者制度を目指していくというような内容の中で、今回新たにこういうような条例の改正案を提案させていただいたわけでございます。

川上委員

私が聞きたかったのは、なぜ今この時期に評価委員会を出そうと考えたのかということなんですよ。

企画調整部長

今、31施設が指定管理者制度を導入いたしております。これから、この指定管理者制度に移行する施設が出てまいります。この出てまいります施設に対して、先ほど答弁してますように、選定をして、そして評価を行って、より良いこの公の施設の指定管理者制度を目指していくというような内容の中で、このように一部改正の条例を提案させていただいたわけでございます。

川上委員

執行部、不統一と言うべきでしょう。先ほど、適当なことで86施設加えて117と言われた。課長、言ったでしょう。それを引き取って部長が説明したんですかね、課長だったか、117を1日3件やるとして70数日もかかるので、全部を対象には評価出来ない、だから1次でえり分け、2次でえり分けて、そして残ったものを、どういう目的か後で聞きますけど、この委員会に出して諮ってもらおうと言われたでしょう。今、縄田部長は31と言われたじゃないですか。そうすると、そのような1次ふるいわけとか2次ふるいわけとか関係ないでしょう。必要ないじゃないですか。だから、縄田部長がなぜこの時期かと問われて、31今あるからこ

れを評価したいんだと言わんばかりの答弁というのは、本音ではないのではないかと。やはり課長が言われた、怒涛のように、まだあなた方よく考えてないようだけど、プラス86施設ね、議案を次々に出してこようという考え方なんですよね、議会に。それで、117にすると。それで、その中で一つひとつ市民からの批判も浴びるだろうと、更新の時期も迎えるだろうと、その中にはね、議案は86どころじゃないですね。そういう時に、公正さを装うそういう評価が必要だと、市民の声をあまり聞かないで、自分達が別の基準で考える評価が通るようなシステムを作らないといけないということから、安易にこの選定委員会に評価してもらえばいいじゃないかという、非常に安易な発想になっていった背景があるんじゃないかと思うんですね。そうじゃないですか。

総合政策課長

この指定管理施設の評価にあたりましては、先ほど兼本委員が言われましたように、やはり職員自らが指定管理施設に出向きまして、やはり定期的、不定期的に出向きまして、いろんな状況を把握する。また、アンケート調査等も実施しながら、選定委員会のときに選ばれた内容に基づいて、ちゃんとした管理運営がされているかどうか、これは日々検証することが大切なことだと思っておりますし、先ほど言われましたように何も住民の方の意思を無視したところではなくて、やはり住民の方の意見、また住民代表者の方の意見等をお聞きしながら、やはりより良い指定管理施設にしていきたいと思っております。

川上委員

あなたの答弁だと、撤回しますという答弁ですよ。評価委員会いらないという答弁ですよ、今のは。私と一致します。利用者に直接市が話を聞くことが大事でしょう。そして、住民サービスが向上しているかどうかは利用者が判断するんだから。指定管理者が、いや、向上しておりますといくら言ったって、住民の方がそうじゃないよと言ってるんだったら、サービスは向上してないわけでしょ。で、向上させるためには、指定管理料が安過ぎるんじゃないのかとか、これは指定管理以外に市が金を出さないといけないんじゃないかとかいうことも出てくると思います。そういうことを把握すればいいわけです。一方で、管理経費の縮減はどうかということ、誰と聞くまでもないでしょう。あなた方の掌の上にあるわけだから、すぐわかるでしょう。だから、住民サービスという角度から評価をしようとした時は、この選定委員会に入っていく必要がないわけでしょう。それから、お金のことについてもそうですよ。市の行政機構でできるじゃないですか。一生懸命市民に接しようとなあなた方が努力すれば。だから、加藤課長と私の考え方は一致してますよ。だから、加藤課長の答弁からは、この議案は出てこないわけです。やっぱりこの議案が出てくるところには、私が先ほど指摘したような、違う思惑があるのではないかと思わざるを得ない。

そこで、第1項第3号に、全部または一部の停止命令のこともここに充てるとなってるわけです。ところが第17条では、市長が判断するようになってるんですよ。まあ、市長が独断でという意味じゃないでしょう。行政の力を使って、住民の皆さんから、あるいは利用者の皆さんから直接話をいろいろ聞くと同時に、「そういう場合になったときには」というようになってるでしょう。これを、なぜ選定評価委員会、選定とも違いますよ、全部・一部の停止命令云々は。しかし評価でもない。こういうのをなぜ、この際入れ込もうというような感じで付け加えたのか、それをお尋ねしたいと思います。

総合政策課長

私の説明不足で誤解されている部分があるかと思いますがけれども、先ほど、条例施行規則の第8条の中で、廃止それから業務の全部もしくは一部停止というお話をさせていただきましたけれども、これはあくまでも市長が判断することでありまして、その判断の中で、今まで指定管理者選定委員会に意見を求めていたということをございまして、今後も選定評価委員会の



あり方についても、市長等が意見を聞いて判断するという形でございます。

川上委員

答弁を聞いててだんだんわかってきましたけど、この選定評価委員会というのは、非常に権限が大きいんですね。責任が重い。利用者の人数という点から言っても、それから、ここを通過する数字も大きいし、それから同時に、全部停止とか一部停止、市民の利用に直接関わったり、それから業者、経営に直接左右するようなことまでここで審議し、市長に意見を言うことができるわけです。市長がその提言を拒否することは、非常に難しいですね。だから、この委員会のメンバーというのは、ものすごい権限を持ちます。普通の会社の規模じゃないですよ。10億、20億になるんじゃないですか。それを、6人は固定しております、あとの4人はその時々において柔軟に考えていきます、6人は減らすかもしれません、そんな適当なことを、規則ですから私たちが勝手に出来ますみたいなことで答弁していいんですか。この委員会というのは大変な権限を持つんですよ。選定をする、それから評価をする、停止もできる、それを市長に意見具申ができると言いましょか。市長は拒否できないですよ、簡単には。そこに、あなた方が任意に選んだ方々を集めて、自分たちよりも横か上くらいまで置いて意見を聞こうとしてるわけです。こういうのが本当にできたら、飯塚市の公的施設は、ごく一部の人の掌の中に入るということになりませんか。しかもこれが何らかの理由で、傍聴もできなければ情報公開もしていかないということになったら、闇の中でそれが行われるということになりますよ。大変なことと思いませんか、市長。

企画調整部長

先ほどからご答弁申し上げますように、この指定管理者制度導入の施設については、第三者のしっかりした評価の中で施設の安全性、また安定性、市民サービスの向上性、そういうのを諸々評価していただいた中で、その評価結果を市長に答申していただいて、そして次の施設につなげていく、そして市民の皆さん方が安心・安全で、そして市民サービスが高まった中で施設を利用していただくというような形で、このように条例改正を出させていただいてますので、よろしく願いいたします。

川上委員

もう最後にしようと思うんですけど、ここに出てきている評価委員会、選定もあるんだけど、評価委員会というのは、全国で住民の皆さんが指定管理者制度に関わって、第三者評価委員会を作ってもらいたいという要求をいろいろやっていますよ。共産党も言ってきた、評価システムを作れと。そのものとこれは、言葉は入ってるけど、似て非なるものですよ。非常に危険なものだと思う。で、あなた方が退職されていった後、どんなことになるかわからないですよ。だから私は、市民の立場で評価システムを作ろう、それを市長に届けようというのは大事な観点なので、そこに立脚しなすべきであって、それから逸脱している今度の条例改正案は一旦撤回すべきだ、と。で、これは規則の手直しとかではきかないと思います。一旦停止をする考えを、市長、先ほどから首をずっとひねっておられますけど、ないでしょうか。

企画調整部長

安全性の高い、そして利用者満足度の高い施設を目指していきますためには、この外部機関を設けた中での評価機関というのは極めて大切な部分じゃないかなということで考えておりますので、この改正条例につきましてはよろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

安藤委員

今の説明を聞きながらも、ちょっとわかりにくい、本当にわからないなというふうに思っております。選定するのと評価を加えるのは、どうして同じ委員会になってしまうんでしょう。

そこら辺、ご答弁いただけますか。

総合政策課長

先ほどから答弁しておりますけど、指定管理者を選ばれた、その理由の中には、やはり所有する能力を最大限に活用することによって、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的な対応をすること、及び住民サービスの向上等々に管理運営能力を有する団体だということで、選ばれた後にもやはり選定委員、それは全員ではございませんけれども、先ほど部長が答弁されたように、やはり選定委員会で述べられたこと、また、応募者の中で提出されたこと等々について、履行できてるかどうかを確認・検証を行い、適切な改善指導を実施することが必要だと考えているものでございます。

安藤委員

選定することと評価することが、なんで一緒の委員会じゃないといけないのかな、というのが私の疑問なんです。先ほども随分議論されてましたけれども、当然、何と言いましょうか、選定した人たちが評価するというのは、自分たちで自分たちの選んだのが悪かったというのは、なかなか言いにくい。で、先ほど、委員を変えたとおっしゃってましたけれども、選定する時も、これはコスモスコモンの時だったですけど、6名の委員がおられて、それで本当に選定するのは大丈夫なのかという話があった時に、じゃあ10人以内にしましょうということになりましたですね。そういうところが、また同じように、中の構成は変わったにしても、選定評価委員会というのはどうもわかりづらいというか、規則でそうしようとか言ってますけれども、すごく何かわかりにくい。じゃあ、なんで別にできないの、というところがあるんですけど。なんで別にはできないんですか。

総合政策課長

先ほどからご答弁申し上げておりますけれども、指定の取り消しまたは停止の措置を考える場合に市長が選定委員会の意見を聞くということの中で、もともとあった条例施行規則の中に定められております。今回、評価委員会を別に開いた時には、再度その決定に基づきまして、選定委員会にかかる必要性があるということの中で、今回、選定評価委員会という同一の委員会を設けた次第でございます。

委員長

暫時休憩します。

休憩 12:00

再開 13:15

委員会を再開します。

「議案第35号」の審査の途中でございますが、審査の都合上、「議案第37号」を先に審査いたします。「議案第37号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

人事課長

「議案第37号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。議案書の49ページをご覧ください。本案につきましては、育児短時間勤務の適用職員、勤務形態等を定めることや、国において1週間の勤務時間が38時間45分とされたこと等に伴い、関係規定を整備しようとするものでございます。具体的には3点の改正を行うものでございますが、一点目として育児短時間勤務制度導入に伴う関係条例の整備、二点目には、12時から12時15分の間に置いておりました休息時間を国に準じ廃止すること、三点目として、職員駐車場を有料化することに伴い、使用料として給与から控除するための規定を新たに設けるものでございます。

まず、育児短時間勤務の関係につきまして、その制度の概要をお手元に配付しております

資料に基づきご説明いたします。「飯塚市育児短時間勤務制度について」と記載しております資料をご覧ください。A4版の縦の1枚ものの資料でございます。本制度の対象者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員でございますが、対象外といたします職員は、非常勤職員等記載のとおりでございます。勤務形態といたしましては、1週間当たりの勤務時間は19時間25分から24時間35分までの範囲内となるよう勤務いたしますが、(1)の週休2日制を基本とし、(2)として、4週を超えない期間につき1週間当たり1日以上とする形態も定めております。再取得につきましては、終了後1年以内は特別の事情がある場合を除き請求できないこととしております。承認の失効及び承認の取り消しにつきましては、記載のとおりでございます。また、給与等や年次休暇につきましては勤務時間に応じた措置をとるようにしております。

内容の詳細につきましては、議案書58ページに掲載しております新旧対照表をご覧ください。「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」にはじまり、「飯塚市職員の育児休業等に関する条例」、「飯塚市職員の給与に関する条例」、「飯塚市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例」及び「飯塚市職員の特殊勤務手当に関する条例」の5つの条例を整備するものでございますが、育児短時間勤務制度に関する内容の説明は先ほどの資料の説明で代えさせていただきます。

59ページの「飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」では休息時間を廃止するため第7条を削除し、65ページの「飯塚市職員の給与に関する条例」第7条第2項第7号に、職員駐車場の使用者について「市有土地使用料」として給与から控除できる規定を新たに設けております。また、最後になりますが、66ページに記載しております附則におきまして、施行日を平成21年4月1日からとするものでございます。以上で補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

今、説明がありました条例改正のうち、市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、まず伺います。現在、本市職員の休息時間、12時から12時15分までを廃止するということがうたわれておるわけですが、現状はこれも含めて休憩時間もあるかと思うんですが、勤務時間全体、休息・休憩がどのようになっているか、もう一度改めて説明していただけますか。

人事課長

基本的な勤務体系でご説明をさせていただきます。始業時間は8時30分、終業時間は5時ということでございまして、その間に先ほどご説明いたしました12時から12時15分、休息時間、それに引き続きます12時15分から13時まで45分間を休憩時間ということで置いております。従いまして、一日の勤務時間は7時間45分となります。

川上委員

それで、現行条例では、今度廃止するといわれているんですが、休息時間ということで7条の規定があるわけですね。この7条を読みますと、任命権者は所定の労働時間の位置に規則の定める基準に従い休息時間を置くものとするという規定になっているんですね。これは出来るという規定でもなく、しなければならないという規定になっているわけです。従来、どうしてこのようにしなければならないとするほど重要な規定をしておったのか。また、それで、この休息時間をどのような経緯で作られたのか、その意義はどこにあったとお考えか伺いたいと思います。

人事課長

休息時間と申しますのは、労働法上の関係では法的な必置義務はございません。休憩時間に

つきましては労働基準法で必ず労働時間に合わせて置くようにしなければならないという義務規定になっておりますが、まずは休息时间、法的には根拠がない規定でございます。ただし、昭和24年でございますが国におきまして休息时间ということで一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、公務能率の推進を図ることを目的として正規の勤務時間中に一時的な休息の時間ということで設けられたものでございます。ですから、かなり歴史は古いものといえると思いますが、また地方公務員につきましては、地方公務員法、これは昭和22年に制定された法律でございますけれども、その24条5項におきまして、国及び他の地方公共団体の職員との間に均衡を失しないように適当な考慮を払わなければならないというような規定がございまして、国家公務員と同様に均衡を失しないため、休息時間が設けられたものというふうにいえるかと思っております。私が旧飯塚市の職員でございますので、その経緯をご説明させていただきますと、昭和38年の合併当初から、休息时间という規定は設けられておまして、ただしそのときは3時から3時15分の休息时间という設定になっております。そのときの始業時間は9時から、就業時間は5時までということでございまして、休憩時間は12時から12時45分の45分間という設定になっておりました。ただ、昭和60年代に入りまして週休二日制の導入ということが民間でも進んでまいりまして、昭和62年4月から旧飯塚市では二日制への試行導入を始めております。この際の一週間あたりの勤務時間が9時から5時では不足いたしますので、その調整のため8時半から5時までの勤務というふうに変えております。その際に休息時間を12時から12時15分、そして休憩時間を12時15分から13時までと、合わせて1時間の設定に変えた経緯がございます。

なお、今回につきまして、この休息時間の廃止といいますのは、平成17年の人事院勧告におきまして、この前年になりますが、平成16年の職種別民間企業実態調査、これにおきまして休息時間の制度慣行を有する民間の事業所の調査を行っておりますが、その実施率というのが非常に低いという状況をとらえて国の方が平成18年7月1日からこの休息時間を廃止しております。そのような経緯がございますので、先ほど申し上げましたように地公法24条、この規定に基づき、国と均衡をとるようにというような指導もなされてきております。そしてこのたびですが、国の勤務時間が従前8時間でございますけれども、民間企業の労働時間の短縮という状況をとらえて7時間45分に、昨年の12月でございますけれども改正を行っております。従いまして飯塚市におきましても勤務時間を先ほども申し上げましたように7時間45分でありますけれども、国の制度にあわせるという意味合いにおきまして休息時間の廃止、これを今年の4月から実施しようというものでございます。

川上委員

経過はわかりました。私が少し調べたのと違うところもありますけれども、飯塚市の中ではそういうことでしょうか。それで、先ほどお尋ねした中に、休息時間の意義というのは何かというのをお尋ねしました。先ほどは労働基準法にも規定がないものであるといわれました。それはいいんです。どうしてかという、労働基準法というのは、労働条件の最低の条件を定めたもので、それに書いてないから悪いとか言われてないけど、そういうことでもなんでもないわけですよ。それよりもっと上を目指しなさいというのが労働基準法ですから。で、そういうことはあまり問題にならないんですね。むしろ、休息时间、15分の意義はなんだったのかと、今まで、3時から3時15分だった時期もあれば、12時から12時15分だった時期もあるんだけど、そもそもこの意義は何なのかと。勤務時間というふうに言われましたかね。なるんだけど、その意義ですよ。今までは必置にしていたわけですから。必ず置けというようにした、じゃなくて、今もそうなんだけど、変わってないから。必ず置きなさいというほど大事な意義があったんでしょ。その意義は何なのかということなんです。

人事課長

先ほども申し上げたとおりでございますが、軽い疲労を回復するようなことでの職員の福利厚生の一つとしての意義があったかというふうに理解しております。

川上委員

昔もそうでしょうけど。最近の時代になってきますと、パソコンを扱いますね。そしたら1時間たったらこれだけ休みましようとか、2時間たったらこれだけ休まないといけないですよとか、そういうのもあるんですよ。それで、私は必置、必ず置かなければならないとする意義は全体として薄れたりなくなったりしていないというふうに思うんですね。先ほどの答弁から言っても、国がやるから近隣がやるからというのが主に言われているので、意義は失われていないというふうに今もお考えでしょう。どうですか。

人事課長

意義の問題でございますが、これにつきましては先ほども申し上げました労働基準法という、最低限度の基準でございますけれども、これによりますと勤務時間6時間の勤務を行う場合は45分の休憩時間を設けなければならない。8時間を超える場合につきましては1時間の休憩時間を設けるというような規定になっております。そして先ほどご紹介いたしましたように、人事院の方の民間企業の調査におきましても休憩時間というものの設定が行われている企業は非常に少ないという状況もありまして、やはり勤務時間ということで設けられた時間帯につきましては勤務に専念すること、これが基本であるというような観点から人事院についても見直されたものというふうに理解しております。

川上委員

あまりかみ合っていないんですが、休憩時間、勤務時間中に休憩時間を取ることにについての意義は失われてないし、薄まったりもしてないんですよ。さっき経過的なことは聞きましたけれども、私が調べたところとダブるところがあると思いますけど、あえて言いますと、1949年から制度化されているんですね、国家公務員において。それで、2006年の改定までは人事院規則に条件付きではあるけれども、こういうふうに言っているんです。「各省、各庁の長はできる限りおおむね4時間の連続する正規の勤務時間ごとに15分の休憩時間を置かなければならない。」休憩時間は正規の勤務時間に含まれるものとする。実は休憩時間については国会質問があっているんですね。で、政府は勤務中に受ける経度の疲労を回復してその後の公務能率の上昇を図ることが趣旨であり、これは職務専念義務が免除されているけれども、この休憩時間中に仕事に戻る必要があるときは上司の命令によってすぐに仕事に復帰しなければならない。仕事には支障がないんですよということを強調しているわけですね。で、具体的な姿は様々になっていくんだけど、その趣旨は地方公共団体の制度に活かされてきたというのが歴史だと思います。飯塚の歴史は先ほどもお話がありました。そこでお尋ねしますけれども、休憩時間の廃止によって昼休みが1時間から45分に短縮します。これによって住民サービスの向上にどの程度効果があるか。どうですか。

人事課長

住民サービスについての効果ということでの質問でございますが、休憩時間ということで12時から12時15分置いておりました関係で、例えば窓口業務につきましては交代制というような形で最低限の業務を行うために必要な職員というのは置いておまして、それ以外の職員というのは休憩に入るわけでございますが、その分が全職員が12時15分まで業務を遂行いたしますので、若干のスピードアップにはつながるかと思っておりますけれども、現状で体制としては十分に機能していく体制をとっておると思っておりますので、さほどサービスとして非常に向上したというようなことはないのではなかろうかというふうに想定をしております。

川上委員

実は、同様の条例が飯塚地区消防組合議会でもあったんですね。私はそこでも聞いてみたん

です。これによって消防組合として住民サービスが向上するかと。消防のことだから、休憩時間を廃止すれば住民サービスがアップになるかもしれないと思いがちですけれども、さほどありませんと。万全の体制をとっているからです、すでに。ということで、休憩時間を廃止しても住民サービスアップにはつながらない。じゃあ何が残るかということ、心身の健康管理でのマイナスなど、職員の利益にならない、不利益になると。これだけが残るんじゃないですか。どう思われますか。

人事課長

一概に、職員の不利益という趣旨でのご意見でございますけれども、先ほども申し上げましたように、勤務時間として設けられた時間は勤務に専念するという基本から考えますとまたちょっと考え方が違うんじゃないかと思えます。

川上委員

先ほど国の動向に倣うんだと、近隣の様子には倣うんだというふうに言われましたけれども、実は、休憩時間、休憩時間という区分けはもちろん重要ですけど、その休み時間という観点から言えば福岡県はどういう動向をたどってきたかというのを少し言いますと、国の動向に倣って、2006年から休憩時間を既に廃止したんですね。それに倣おうということかもしれませんが、これは福岡県は休憩時間を廃止して昼休みが1時間だったのを45分間に短縮してしまっただけです。で、何が起こったかということ、職員の間では食事をゆっくり取れないと。それからどうお考えかわかりませんが、ちょっとしたジョギングといいたいでしょうか、会話、そうしたのも出来なくなりました。これから先は少し観点も違うかもしれませんが、県庁周辺の食堂もお客が大幅に減って大変だと声が上がることになったんですね。そして、県庁内の食堂だってお客さんがずいぶん減っていくんですよ。なかなか1時間で食べていたのを45分で食べるのは難しい。まして、皆さんもご経験があるかと思えますけど、幹部になればなるほど昼休みというのはないわけですね、なかなか。そうした中で福岡県は、去年8月の人事院勧告を背景にして実は新年度から労働時間を15分短縮した上で昼休みを1時間に戻すと。とにかく昼休みは1時間休めるようにするというのを研究してそのように4月から実施するそうです。それは調べてみてください。つまり、事実上3年ぶりに休憩時間、事実上ですよ、復活することになるんです。当たり前なんです。世の中の流れというのがそういう流れなんですよ。民間が休憩時間を取ってないから、取っているところが少ないから、国公にしる地公にしる右へ倣えというような発想で言ったら、日本の労働者全体の労働条件を大幅に切り下げていく競争をすることになるのではないですか。民間の中でも少ないかもしれないけど休憩時間を認めているところがあるんですね。これが、官公、国公も地公もみんなそうなってくると、民間だって廃止に、わずかかもしれないけど数%あるわけですよ。こうやって廃止していこうということになるんじゃないですか。そういう圧力になってきているわけです。これは小泉構造改革がどうだったのかと。抜本的に見直さんといかんと。私の反省とか、リーディングしてきた人たちが本書いたりしている時代ですよ。そういうときに皆さん自身が確信がないような状態の中で右へ倣えでこういう条例改正をやる必要はないんじゃないかと思うんです。市長は民間企業の社長でもあるからわかりやすいと思うんですよ、私の言っていることが。やっぱりここはきちんと今までのとおりして公務労働の能率を引き続き維持し、アップしていくという方向でやったほうが飯塚市としては全体として住民サービス向上が出来るんじゃないかと。そして、市職員も守れるというように思うんです。どうですか。条例改正やめませんか。

人事課長

大変ありがたいご意見をいただいておりますけれども、過去にも先ほどご紹介させていただきましたように、飯塚市におきましては休憩時間45分ということで20年ほど前にさかのぼりますけれども実施をしております。その際にはただいま福岡県の方で行われているようなご

心配の点というのが私共聞いたことはございません。それからもう一つは福岡県が3年ぶりに60分に休憩時間を増やしたというようなご意見もございますが、そういうふうな団体が全国でもあるというような情報も捕まえております。そういうことで、飯塚市におきましては現在に至るまで国の方が7時間45分という勤務時間を定めるまでの間、状況というのを見てまいりました。その中で職員の代表者からいろいろと意見を聴取する中で休憩時間を60分、そして終わりの時間を15分延長するというような方策も検討いたしましたが、大部分の意見は休憩時間は45分という設定で5時に終わった方が、例えば保育所の関係であるとか、そういったところから希望する職員が多いというような状況も調べて、今回ご提案をさせていただいております。今後また問題があれば検討させていただきたいと思っておりますので、なにとぞ趣旨をご理解いただきたいと思いますと思っております。

川上委員

労働組合が認めてくれたということで、これをやっても問題がないというふうに言われるわけですね。それが本当なら、労働者は、市職員は誰を頼りに自分の労働条件だとか、公務労働者だから、それによって住民サービスを充実させたいという思いがあるはずですよ。何によってそれを自ら保障していくのか、大変苦しいというふうに思います。で、福岡県のことについても余りよく承知していないということのようですよけれども、これは電話一本かければわかることです。議案を上程してから随分かかったじゃないですか、時間は。今までと変える必要がない、今までどおりで何の不都合もない、住民サービスという観点から、それから労働条件という観点から。変える必要がないのに、あえて労働条件を切り下げて昼休みを45分とか。もう、総論は破綻してますよ。そういうことをゴリ押しするというのはおかしいと思います。

それから、これ、五つの条例改正があるんだけど、三番目の条例改正。飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正についてなんです。これは、市が管理すべき広場を市職員だけを対象に有料駐車場に変える、そして、その有料駐車場代を職員の給料から天引きできるようにするという条例改正なんです。そういう改正でしょ。

人事課長

はい、そのとおりでございます。

川上委員

私は、天引きの前提となるこの有料駐車場、これは私は二重の不公平性があると思います。一つは、市民と市職員の間関係です。お金さえ払えば、市職員は市の施設を自分のものとして占有使用できるのか、と。職員以外の市民が、市役所のそこでもどこでも、お金を払うから私の駐車場にしてくださいとは言えないわけでしょう。そういう意味での不公平、不公正と言ってもいいですよ、それが。同時に、市職員内部でも支所、要するにその他の本庁以外の職員は、施設の中の広場に置いてもお金を取られないことがないわけでしょう。だから、まあ、議員はどうかということももちろんありましょう。だからそういう不公平な条例改正をしなければならぬのか、と。こんなことを思いつくというのが、よくわからないわけです。だから私は、もうやめたほうがいいんじゃないか、と。有料駐車場も、従って天引きする必要もないから。これは一遍撤回する必要があるんじゃないですか。どうお考えですか。

総務部長

今、給与と条例の関係で、職員駐車場のお話がありました。職員駐車場の有料化につきましては平成18年、行財政改革の実施計画を作る段階で、少しでも寄与していこうという中で駐車場の有料化ということが計画の中に挙げられまして、その実現に向けて検討してまいったところでございます。そういった中での取り組みでございまして、権利の確保とかいうことではなくて、職員自身が駐車場を使用する場合の負担という形の中で、行財政改革に寄与していこうということで行っております。また、支所等につきましても今後の検討課題という形の

中で検討を進めてまいります。そういった中でご理解のほど、よろしく願いいたします。

川上委員

もう最後にしようと思うんですけども、今、二つの条例改正についてやめたほうがいいんじゃないか、撤回したらどうかと言いましたね。いったい飯塚市の職員は今、どういうふうに市長に思われてるんだろうかと思えますよ。思ってると思えます。市長は私たちのことをどう考えてくれてるんだろうか、と。今までどおりで住民サービスに何ら関わりがなく、向上することもなく、労働条件だけ悪くなっていく。そして、駐車場のほうも特定のところに勤務する職員だけを対象に有料駐車場にし、給料天引きもできるようにする、と。市長は常々、職員と力を合わせて住民サービス向上のために頑張るとか言われてるわけですよ。そのために世代間の懇親会とかずっとやってるでしょう。そういう時に駐車場のこととか休息時間のことが出たかどうか知りませんが、こういうふうに職員を扱う必要というのは、どういう夢を描いているんだろうかというふうに思ってるんじゃないですか。

で、ちょっとだけ脱線しますけど、712施設のうち117、総合政策課長が勝手に指定管理者制度を導入すると言ったわけですけど、7分の1の施設を指定管理者制度を導入すると、直営から変わるだけだな、ということじゃないでしょう。市職員の身分、労働条件、その他大きく変わっていくんじゃないですか。今後の職員の採用にも関わってくるでしょう。だから、ものすごい大波が市職員に押し寄せようとしている。その露払いというか、かなり痛い露払いですよ、これは。それを市長がこの時期、4年目にやろうとしているということだと思えますよ。市長、もうこういうひどいやり方はやめられませんか。今ならまだ間に合うでしょう。撤回すればいいんだから。どうですか。答弁を求めます。

総務部長

先ほどもお話しいたしましたように、駐車場につきましては行財政改革の中で、ずっと話し合いをする中で取り組んでまいったこととございますし、また休息時間の部分につきましても、国等との均衡を勘案する中で、理解の中でやってきていると思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願います。

兼本委員

職員の駐車場については、私はこれ、6・7年前に私のほうから、私が利用料金取ったらどうかということで、先進地視察の結果として言いましたのであえて言わせていただきますが。今、市の職員が無料で車を停めていることについて、一般の住民は、今の川上委員さんと違う感覚を持たれているわけですよ。税金で買った土地に市の職員さんはただで車を停めてるじゃないか、と。で、それも1時間2時間ならいいけど、朝通勤して終わるまでずっと停めて、あれは当然利用料金を取ったらどうかという声もあるんですよ。だから、考え方の相違なんですよ。だから、目的外使用、市有地は何も、職員のために駐車場として買った土地ではないわけですからね、それを駐車場として利用されるのであれば、目的外使用でありますから、私は当然取るべきだろうと思えます。

それから、休息時間が15分減ったということですけどね、一般の企業はお昼休みとかないんですよ、はっきり言って。そんな悠長なことを考えてお金儲けできないんですよ。みんな、もうとにかく、お昼休みでも何でも、お客さんからの要望があれば飛んで行って働くというのが現状の社会なんですよ。そんな悠長なことして黙ってお金が入ってくるのは公務員しかいないんですよ。だから当然、15分の休息時間を削除するのは当たり前のことですよ。逆に言ったら、食事が終わったらみんな、また職務に専念したらいいんですよ。そのくらいの覚悟を持って、今、私は、あえて民間の企業から来た市長がやられるのは、これは正しい確な行政運営だろうと思っておりますので。

あえて駐車場は、私は利用料金を取れと言って、もう6・7年前に総務委員会でもかなり言い



まして、検討します検討しますということが、やっとこの議案が今度上がってきましたから、あえて言わせていただきますけど、そういうことで、市民の感覚は川上委員さんが言われるような感覚の市民さんもおられるかもわからんけど、今、私が紹介したような感覚の市民もおられるということです。一概にこうだから、ということとは言えませんので、私はもしこの条例でいって、悪いところがあれば再度その時に修正なり何なりしていただいて、より良い行政運営をやっていただければと思っておりますので、あえて何も反論するわけではございませんけど、そういう感覚もあるということをご披露させていただきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は議案第37号に反対の立場から討論を行います。本議案において提案されている五つの条例改正案のうち、まず飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正は、住民サービス向上に貢献するものでもなく、本市職員の労働条件を一方向的に切り下げるものであります。また、飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正は、市の広場を市職員だけを対象に有料駐車場として整備し、その料金を給料から天引きできるようにするものであります。しかしながら、この措置については市職員とのあいだでも不公正、不公平感、また職員内部の不公平感もあるのであって、これが全体としてまた住民サービスに貢献するとは考えられるものではありません。しかも、行革というか、市の収入を増やすという発想からいっても、その効果よりは全体として職員の士気の低下などの影響があつて、マイナスになるのではないかというふうに思うのであります。詳しくは本会議で討論いたしますが、以上で反対討論にしたいと思ひます。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 飯塚市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願ひます。

( 挙 手 )

賛成多数。よつて、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 13 : 53

再開 14 : 08

委員会を再開します。

次に、「請願第8号 「住民生活の「安心・安全」の確立を求め、地方の切り捨てに繋がる安易な地方分権・道州制に反対する請願」を議題といたします。

おはかりいたします。本請願につきましては、慎重に審査するため、閉会中に開催予定の総務委員会において審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思ひます。これに賛成の委員は、挙手願ひます。

( 挙 手 )

賛成多数。よつて本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市コミュニティバスの実証運行について」報告を求めます。

総合政策課長

飯塚市コミュニティバスの実証運行についてでございますが、平成21年4月1日の全市的な運行開始に向け、運行路線及び運行ダイヤ案が決定いたしましたので、簡単にご報告いたします。それでは1ページをお願いいたします。飯塚市地域公共交通協議会の検討経緯でございます。次に2ページをお願いいたします。運行計画でございます。11路線、運行本数1日あたり6便、それから起点・終点・運行距離・運行時間を示しております。それから3ページをお願いいたします。運賃及び乗り継ぎ方法についてでございますが、乗車地から目的地までは1回100円といたしております。そのほかに、回数券を12枚綴りで千円、定期券は3千円で販売いたします。乗り継ぎ方法につきましては、乗り継ぎ券を発行いたします。乗り継ぎ例でご説明いたします。3ページの下の乗り継ぎ例でございます。内住本村からコスモスモン、自宅まで帰ろうとした時に、まずの筑穂地区内住線に乗ります。そして、大分駅で降りた時に100円を払ってもらって、乗り継ぎ券を発行いたします。そしての穂波地区の南廻り線で市立病院、そしてまたここで乗り継ぎ券を提示しての穂波地区北廻り線、これで目的地のコスモスモンに着くということで、乗り継ぎ券を利用しながら100円で内住本村からコスモスモンまで来るということでございます。それからその下でございますけれども、の内住本村から市立病院を経由して、大分駅から乗り継いで、また筑穂地区の内線に乗り換えて自宅に戻るということで、これにつきましては、まず先にの筑穂地区の内線に乗ったがために、帰りもの筑穂地区の内線に乗られたということで、同じ番号には乗り継ぎ券は使用できませんので、この時点で100円として合計200円払っていただくということにしております。4ページをお願いいたします。市内全地域の運行路線図でございます。

5ページをお願いいたします。飯塚地区から順に穂波地区、筑穂地区、及び穎田・庄内地区の路線図を付けております。昨年の11月10日に開催されました総務委員会におきまして、基本方針案をご報告いたしましたが、その後、幹事会、協議会において検討協議が重ねられ、12月16日及び3月2日に開催いたしました協議会におきまして最終的に路線ダイヤが決定いたしましたので、ご報告いたします。飯塚地区の赤い色の点線、二瀬幸袋線でございます。それから薄い赤色の点線、健康の森公園線。及び黄緑の線、穎田・庄内地区中廻り線について運行路線の変更が生じていますのでご説明させていただきます。まず二瀬幸袋線でございますが、11月10日時点におきましては図面の中央部分に位置する二瀬公民館から飯塚自動車学校前を通過、東川津信号を左折、舞の浦の信号を右折、幸袋公民館を折り返す路線でございましたが、12月16日に開催いたしました協議会において、二瀬公民館を起点に高雄区公民館から高雄団地の中央部分を通過、高雄児童遊園前を右折、市道水江建花寺1号線を川津方面へ運行、舞の浦信号を左折、幸袋公民館へ向かいます。帰路につきましては、舞の浦信号を左折、東川津信号を右折、目尾横田線を横田方向へ運行し二瀬公民館へ向かう路線に変更決定されております。次に、花瀬地区方面へは二瀬公民館を起点に共立病院前を通過、後牟田工業団地入口を右折する路線でありましたが、これにつきましても12月16日の協議会で、共立病院を右折、千手団地・伊岐須公園前を経由、旧野見山酒造から後牟田工業団地へ向かう市道を左折、花瀬方面へ向かう路線でございましたが、千手団地内道路の幅員が狭く、通行不可とのことでありまして、3月2日に協議会を開催し、協議された結果、国道201号線を右折、伊岐須信号を左折、伊岐須公園前を経由、後牟田工業団地へ向かう市道を左折し、当初予定の路線を運行する路線で決定いたしております。健康の森公園線でございますが、二瀬幸袋線と共通した変更を行っております。これにつきましても、12月16日の協議会において変更決定がなされております。当初、市立病院への運行路線につきましては、穂波福祉総合センターで乗

り継いでの運行としていましたが、小正、明星寺団地経由で市立病院から穂波福祉総合センターへの路線に変更しております。穎田・庄内地区中廻り線でございますが、当初、栗尾地区・蛭子町地区から箕子町、鯉田公民館への路線としていましたが、箕子町の道路の幅員が狭く、通行不可とのことでありましたので、協議会の協議におきまして、晴雲寺を左折、柳町、もとの鯉田幼稚園前を通過、鯉田公民館で折り返し、健康の森公園へ向かう路線に変更しております。

最後になりますが、11路線の時刻表を資料としてお付けしておりますが、説明は省略させていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

兼本委員

これは、やっとコミュニティバスを運行させてもらうということにつきましては、改めてお礼を申し上げておきます。しかし、先般の代表質問でしたかね、コミュニティバスの運行業者が入札で決まったとか何とかというような答弁がございましたけど。確かに、運行の母体は飯塚市地域公共交通協議会ですので、市と直接のあれはないからですね、いろんな意味で議会に対する報告というものは、こういうことで入札やりますよ、入札業者はこういう業者ですよということの報告は、しないでいいのかもしれないけど、いつ、どういう入札があって、何か金額も、もうかなり詳しく答弁の中であってございましたけど。私だけかもわかりませんが、私はどういう業者さんが入札に参加して、どの金額で落ちたのかということは一切知りませんでした。で、代表質問でしたかね、ぼんと答弁が出ましたので、あらら、というような形で、私の周りに座ってる議員さんたちに「どこが落ちたのかね、幾らで決まったのかね」と聞いたら、知りませんって、みんな知らないという返答でしたけど。今、言うように、飯塚の行政が直接やってるわけではありませんけど、飯塚市としても補助金とか何とかというような形で出してるわけですからね。ある程度はやはり、どういう業者さんたちを選考して、入札をどういうふうに行いましたということについては、報告まではいかないにしても、こういうことでやりますよということの周知くらいあって、私は当然だろうと思ってるわけですけど、どういうお考えでやられたのか。議会には一切これは言うことは要らん、自分たちでやればいいんだ、地域公共交通協議会でやるんだから行政と違うじゃないかという形やられたんだろうと思いますけど。まず、どういうお考えで業者を選考し、入札をして、そして代表質問の時に答弁でぼーんと答えが出ましたけど。どういうお考えで答弁されたのか、その辺ちょっとお聞かせください。

総合政策課長

入札の過程におきましては、飯塚市が採用してある手順に基づきまして入札行為を行っております。2月3日に飯塚市に指名登録されている業者、10業者ありますけれども、その方たちにご案内申し上げまして、2月6日に入札行為を実施した経過がございます。落札業者といたしましては、飯塚市コミュニティバスの穎田・庄内地区中廻り線、飯塚地区二瀬幸袋線、飯塚地区健康の森公園線、これにつきましては西鉄バス筑豊さんが落札されております。次に筑穂地区内住線、筑穂地区米ノ山線、筑穂地区内野線、これにつきましては嘉穂観光有限会社さんでございます。それから次に、穎田・庄内地区上廻り線、穎田・庄内地区下廻り線、これにつきましては株式会社庄内観光さんでございます。それから、穂波地区北廻り線、穂波地区南廻り線、これにつきましては誠心物流バイパス営業所さんでございます。最後に、穂波地区のふれあいタクシー、これにつきましては穂波タクシー株式会社さんでございます。以上でございます。

兼本委員



#### 兼本委員

過去にも、報告すべきところを報告しなかったからすみませんでした、わかった、この次からきちんとしなさいよ、ということで、何度もこういう経緯は過去にあっております。我々も地元で、3月の4日でしたか、雛祭りの明るの日だったから、徳前のおじいちゃんおばあちゃんが30人か40人集まった中で、いろんな定額給付金の話とコミュニティバスの話をしました。で、コミュニティバスもこういうことで100円で乗れるようになりましたからね、良かったですね、これ、行政も一生懸命お金出して、国からも補助をもらってやるようになりましたからね、と言いました。その時に私は、4日ですからまだ決まっていなかった、いや、決まっていたのか、その時に、どういうふうになるかということの一切を私は知りませんでした。その後の代表質問で知って、あら、と思ったんですけどね。だから、謝るのだったら誰でも謝れますよ。何かでも反省すると言うじゃないですか。だから、あなた達がどういう意味で言わなかったのか、陳謝ばかりじゃなくて、地域公共交通協議会がやるんだから、何も議会とか関係あるかという気持ちでやったのか、それとも、予算は承認してもらわないといけないから議会はやっぱり関係あるという気持ちか、どっちですか。

#### 企画調整部長

報告すべき案件でございましたけど、こんなふうで報告を忘れておりまして、誠に申し訳ございません。報告すべきものでございましたけれども報告をしなかったということに対しまして、誠に申し訳ございません。

#### 兼本委員

何遍も言ったらあれですからここでやめますけどね、いずれにしても、今度の人事評価システムを採用した場合に、こういうのは、人事課、どうなるの。これは評価システムの基準になるのか、これは。いずれにしても、代表質問やらに議会の中で答弁としてきちんと出すことについては、やっぱりある意味では、議員の皆さんに、こういうことで決まりましたよぐらいのことは言っておかないと、おかしいと思うんですよ、私は。あなただけじゃない、ほかの部長さんたちもよく聞いておいてくださいね。今後、もうそういうことのないように。何回もこれを言ってますけど、公の席でぱーんと、こういうことで決まりましたよと出す以上は、所管の委員会ぐらいにはきちんとした報告をして、こういう形で出しますよぐらいのことを言わないとですね、どこかの委員会では「こういうふうになりましたからこういうふうな報告でさせてもらいまして、いいでしょうか」というような事前の相談がずっとあってということも聞き及んでおりますけどね。その部長さんたちは大したものですよ、やっぱり。ちゃんと常任委員会に聞いてけと言うわけですからね。あなたは私の学校の後輩でもありますからこれ以上言いませんけどね、とにかくきちんとしたことをやらないと駄目ですよ。これは恐らく人事評価に当たるのではなからうかと思えますけどね。まあ、そういうところで、これ以上言ったら個人攻撃になりますのでやめさせてもらいますが、ひとつ、きちんと注意して今後の行政運営に当たるようによろしく願いしておきますよ。

#### 委員長

ほかに質疑はありませんか。

#### 市場委員

この路線の見直しというのは考えてあるのかどうか、お願いしたいと思います。

#### 総合政策課長

この実証運行期間が3年ありますので、毎年毎年見直しをしながら、3年後には飯塚市コミュニティバスの合理的な運用をと考えております。

#### 市場委員

実は、私、昨年、管さんが派遣切りの関係で二瀬の雇用促進住宅にお見えになったんですよ

ね。私たち、たまたま行ってみようということで一緒に行った時に、私たちも庄内出身なもので、どうしてもこの辺の地理がわからないもので、この辺をぐるぐる回ってたら、相田というところに大きな団地、これ見たら250件くらいあるんですか、市営住宅が。で、県営住宅も200件近くあるというような場所で、確か、バスが走ってなかったような気がするんですよ。間に立派な道路があってバス停はなかったような気がするんですけど、あそこは確か走ってないんですかね。

総合政策課長

今、飯塚地区版の路線図を見てあると思いますけれども、左側の相田公民館から二瀬病院までの間が、今は走っていないと思っております。これは、今回、コミュニティバスのバス停にはしております。

市場委員

団地の間を走ってるんですか、このバスが。ちょっと路線的にわかりにくいもので。両方ありますよね、市営住宅とか。あの間を走るんですかね。

総合政策課長

相田団地と清水谷団地の間に大きな路線がありますので、あそこを運行するようにいたします。

市場委員

西鉄バスの路線と、この点線の間、何か団地があったような気がするけど、ちょっと私の認識違いですかと聞いてるんですよ。違ってたらいいんですけど。

委員長

暫時休憩します。

休憩 14:40

再開 14:41

委員会を再開します。

市場委員

前回、柴田委員が高雄団地の中を通してと言われていたように、団地が両方にずらっとあるのに、バスが通ってないんです、確かここ。それで、もちろん、こういうのは平等にはできないんですよ、100%。でも、庄内あたりの路線を見てたら、割と念入りに走ってるんですよ。もともと庄内で作ってるもので。そういう面で、あそこの団地が400件くらい、これ見たらあるんですよ。雇用促進住宅を入れたら確実に400件あるわけですよ。その中通ってないというのは、やっぱり公正というか、著しく差があるみたいですよ、感じとして。そういうのを、見直しがあるなら、やっぱり見直してしないと、ものすごく落差があると思うんですよ。それで、私はあなた方がどの程度市内を走って、この路線を決めたのかな、という気がするんですよ。どれくらい、ぐるぐる市内を回ったんですかね。その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思いたすが。

総合政策課長

私も旧飯塚地区に生まれまして、もう五十数年が過ぎまして、かなり飯塚地区の路線の決定につきましては私なりに何回となく回らせてもらって、そしてコンサルと打ち合わせながら事務局案を作りまして、協議会に諮らせてもらった経過がございます。これにつきましては、先ほど言いましたように、清水谷団地と相田団地という二つの団地がありましたものですから、そこら辺の中間的なものに移動して、300m以内くらいの中でバス停を、という考え方を持っておりましたけれど、今後、先ほど言いましたように、利用者の推移とか動向とかを見ながら、この3年間の間に毎年見直ししながら、より効率性の良い路線、またはバス停の位置をということで努めてまいりたいと思っております。

市場委員

先ほどは1年ごとにローリングみたいな回答だったけど、今また3年に延びたんですけど、ぜひ、公平性から言ったらやっぱり通さないといけないと思いますよ、実際言って。両方になりあったもんね、家が。それで、バス停がなかったんですよ、確か。それで、その辺については、ぜひ検討してください。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

管財課長

事故現場見取図を付けておりますが、公用車の交通事故について報告をいたします。本件事故は、去る2月13日、金曜日、午後2時15分頃、中央公民館職員が向町の県道大日寺潤野飯塚線と市道本町向町線が交差する信号及び停止線のない三叉路に侵入した際、左方道路から右折してきた車両と衝突し、双方の車両を損傷させたものでございます。双方に人身傷害はなく、車両の損傷の程度ですが、公用車は左後方ボディ及び左後方タイヤなどで、相手方は左前方バンパー及びフェンダー等の修理が必要です。事故の原因ですが、主に相手方の前方不注意が主たる要因となっておりますが、損害賠償につきましては現在、相手方と協議中でございます。職員の交通事故防止につきましては、機会あるごとに安全運転するように指導いたしております。なお、今後、事故を起こさないように、当該職員はもとより、他の職員につきましても安全運転するように指導いたします。以上、簡単ですが、公用車による交通事故の報告を終わらせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「入札制度の改正について」、報告を求めます。

契約課長

入札制度の改正について、ご報告をいたします。お手元に配付しております「入札制度の改正について(平成21年4月1日から実施)」によりご報告いたします。まず1枚目の競争入札の方法についてでございますが、昨年の7月から試行、実施しております条件付き一般競争入札につきましては、平成21年2月末日現在で市長部局21件、上下水道局23件、合計44件の入札を執行いたしたところでございます。その実施の内容につきまして、一般競争入札における告示から参加申請手続や参加状況、落札率などを見てまいったわけでございますけれども、ランクごとの業者数を増やすことによる経済性、それから競争性の確保や、談合の防止等に一定の効果があったのではないかと判断しているところでございます。しかし一方では、最低制限価格に応札が集中し、ほとんどの工事においてくじ引きによる落札がなされているということも事実であります。が、契約課といたしましては、今後も検討を行いながら、条件付き一般競争入札につきましては平成21年度も引き続き実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(1)の条件付き一般競争入札で実施するものとしたしましては、平成20年度と同様に設計金額1千万円以上の土木一式工事、建築一式工事、及び市内業者で履行不可能な工事を対象としております。(2)の指名競争入札で実施するものとしたしましては、設計金額130万円以上の(1)以外の工事としております。

二番目の契約約款の改正につきましては、現在、建設業者が暴力的組織と一定の関係を有することを警察本部からの通知により確認した場合は、指名停止措置を講じて一定期間入札から排除をしておるところでございますけれども、契約締結後に確認された場合には契約解除を行うという規定がございませんでした。今回、福岡県警察本部からの要請に基づき、暴力団排除をより一層推進するため、契約の解除規定を契約約款に追加しようとするものでございます。

三番目の委託及び修繕業務の履行保証精度についてでございますが、従来の業務完成保証人制度は、請負者が万一業務を完成できない場合に業務完成保証人が本来の請負者に代わって業務を続行し、経済的負担なしに業務を確保できるという面で発注者にとってメリットの大きい制度でありました。しかし、本来競争関係にあるべき業者が何らかの対価なしに他の業者の保証をすることの不自然さや、相指名業者が保証人になる場合には落札業者よりも高い価格で応札した業者が万一の場合に業務を引き受けなければならない不合理さがあることなどが指摘されているところであります。特に、談合破りに対して業務完成保証人になることを拒否するなど、談合を助長する可能性等の問題点があることから、本市においても平成21年度以降に契約する委託及び修繕業務において、新たな履行保証制度といたしまして原則金銭的保証を導入することといたしたものでございます。ただし、平成21年度は周知期間に配慮いたしまして、契約補償金等の準備ができない業者につきましては業務完成保証人を認めるなどの併用した取扱いを考えているところでございます。

四番目の工事費内訳書提出の試行についてでございますが、この内訳書の提出につきましては、以前からの総務委員会においても、談合の防止や最低制限価格に応札が集中することなどから、その対応としてご指摘を受けていたところでもございます。また、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針においても、不良、不適格業者の参入を排除し、併せて談合等の不正行為や適正な施工が見込めないような著しく低価格な受注、いわゆるダンピング受注の防止を図る観点から、入札に参加しようとする者に対して対象となる工事に係る入札金額と併せて、その内訳を提出させるよう努めるものとするとうたわれているところでございます。以上のようなことから、本市においても設計金額7千万円以上の工事において試行的に導入することといたしたものであります。平成21年度に向けて実施していく中で、いろいろと調整なり改善すべきものが出てくるものと予想しているところでございますけれども、その都度、入札制度検討委員会に諮りながら、また総務委員会にご報告を行いながら、入札制度の見直しについて進めてまいりたいと考えております。以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

兼本委員

試行的にやってるやつを本格的に導入したということで、いいんですけど、一つだけ、業者さんのお話を聞いておりましたら、同じランクの中に居ても、従業員さんを10人雇ってるところと、それから1人か2人しか雇ってないところというようなところは、経営審査では、恐らく技術者とか何とかの点数はあると思いますけど、ご存知かどうかかわらんけど、従業員の数で経営審査の点数の増減があるわけですかね。

契約課長

従業員の配置数によっても変わってまいります。

兼本委員

Aランクの方でも、お父さんと子どもの2人でしてる、それから片一方のAランクのところは従業員を10人ぐらい雇っている、そういうようなところも、指名競争入札での応募はAだったらAで入れるわけですよ。結局、その業者にしたら、私のところは10人も雇っていて、



あそこは2人だけですよ、と。で、雇用をしてる会社としてない会社では当然、差があつてしかるべきではないかというようなお話しをお聞きしたんですね。聞いてみたらなるほど、やっぱり従業員を数多く雇ってれば、それだけ経済効果も出てくるしですね、確かに言われることも一つの理屈だなと思ったわけですけど、そういうようなもので、例えば飯塚市の独自のランクの時、点数加算なんかありますよね。で、それに反映できるとか、それから工事の種別によって従業員の数で反映できるとか。まあ、工事の種別というわけにはいかんでしょうから、やるとすれば独自の点数加算の時に、何人以上のところは何点、とかというようなものは、やろうと思つたらできるんですかね。その点、どうでしょうか。

契約課長

非常に難しい問題であろうとは思いますが。それで、一つは最低制限価格に集中しているということもございまして、これを見直しと言つたらおかしいんですけども、方法として総合評価方式とか、そういったやり方もございますし、今、委員が言われたような、例えばそういった企業の従業員数、それから技術者等についても、そういった中で配慮ができるというようなものがあれば、今後検討してまいりたいというふうには思っております。

兼本委員

技術者は、居るか居ないかによってはかなり経営審査の点数も違って来る。私、一般の従業員さんの数で経営審査の点数がどうなるかというのを、よく知らなかったんですけどね。だから、今後の課題として、そういう形のもので例えば、飯塚市の場合でも、技術が良かったら点数を上げたりとか、独自の点数を付けるのがありますよね。だから、逆にそういうふうな点数の高いところ、従業員の数をうんと持つてるような企業さんを、あんまり優遇するといつたら大企業を優遇するなと怒られるようにありますけどね。そういうもので、ひとつ、同じ契約金額の工事でも、従業員の数をたくさん持つてあるところと、違うところの差というものは当然、民主主義の中にはあるのが当然ですからね。そういう意味での検討をやっていただいて、もしもそういうものが反映できるのであれば、ぜひ、そういう点で反映していただければ、今、現実に業者さんたちがそういうものを不平不満というような言葉で出されてますからね。そのところをひとつ、検討していただきたいということをよろしく願いしておきます。

あと、先ほど言われた工事内訳書とか何とかというのは、以前から言われていたことですから、一遍やっていただいて、内訳書の中身を見るのがどうなるのかとかというような大きな課題が、まだたくさん残ると思いますけど、やってみた結果どうでしたかということ、また聞いて論議させていただこうと思っておりますので、なにぶんにも前向きに検討できるものについてはどしどし、大変でしょうけど、ひとつやっていただきたいということを要望して終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

永露委員

この中にあります三番目ですね、要するに業務の完成保証から金銭保証への移行ということです。これの対象が委託及び修繕業務ということに限定をされたわけですね。恐らくほかの一般土木、建設等においては従来どおりの保証人制度がなされているというふうに思うんですが、まずそこら辺はどうなのかということと、今回、委託と修繕業務について金銭保証へ移行するという、さっきちょっと理由も言われましたけど、よくわからないんですが、その最大の目的は何なのかということ。それと、これまで旧飯塚市におきましては、金銭が云々というよりも、とにかく工事を期間内にきちんと完成させることが最大の目標であるという観点から、工事完成保証人制度をずっと採ってきたわけなんですね。で、それが今回、委託と修繕業務についてだけということになると思うんですが、そこら辺の本質的な考え方がちょっと理解できないので、わかりやすくご説明をいただきたいと思つています。

#### 契約課長

本市の履行保証制度につきましては、平成16年度から就労事業を除く建設工事におきましては完成保証人制度から金銭保証に移行しているところでございます。今回、委託業務と修繕業務ということで実施をさせていただきたいというところでございますけれども、これは一つの大きな要因といたしましては、やはり、相指名業者と申しますか、その指名を受けた業者の中でお互いに業務保証人になるということが、一つは談合を助長することになるのではないかとということが大きく言われているところでございますので、本市においても他市の実施状況等を見ながら、今回、4月1日から実施をしていきたいというふうに思っているところでございます。

#### 永露委員

すみません、私の不勉強で、そんなふうになっていたということ自体、存じ上げませんでした。誠に申し訳ないと思います。その時に私が言わなければならなかったんだろうと思うんですけども、その時に言わなくて今さら何をと思われるでしょうけれども。要するに、飯塚市が公共工事を出して、それは基本的にももちろん市のため、市民のための工事でありますから、まず期間内に工事を完工させるということが第一目的だというふうに私は思ってるんですよ。金とか何とかというのは二の次のことであって、第一義的には期間内にきちんと完工する、契約どおりに完工をして引き渡してもらうというのが、これが第一義的に考えるべきことなんですよけれども。それを、言い方は悪いんですけども、お金の問題にすり替えてしまう、金で済むんだというふうな風潮にどうしてもなりやすいというように、私は思うんですね。ですから、業者が工事を請け負った場合には、まず第一義的には、これを期間内に何があっても完工させるんだというのが、基本的にはなければならない。それが例えば、いろんな事情があってもできなくても、金を払えば済むんだということであってはならないというふうに私は基本的に思ってるんですが、その考え方に、いや、ここは間違いですよというものがあれば、お示しください。

#### 契約課長

そういうご意見もあるかと思っておりますけれども、実際、この委託業務につきましても、年間通してその業務を行うといった中で、例えば、どうしても金銭的な保証で空白期間が設けられないといったものについては、やはり一日もその委託業務を欠かせないといった場合については、やはり業務の完成保証人が必要であるかと思っておりますけれども、それ以外のものについてはそういった金銭的な保証で、やはり指名業者間において、なれあいと申しますか、そういったものの中から談合等がないような形を作りたい、そういう思いの中で実施をさせていただきたいというふうに思っております。

#### 委員長

暫時休憩します。

( 委員長席交代 )

休憩 15:04

再開 15:04

#### 副委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

#### 原田委員

私もこの三番目なんですけども、これは先ほどの、談合というかそれに関わる、完成保証人制度から金銭保証制度に変えていくということなんですね。で、一番基本的なことをお尋ねしますが、例えば300万円なら免除額があります。500万円の委託業務があったとしますね。そうしますと、途中でその会社が倒産か何かした、で、50万円は払ってるからそれは没収で、

その後はどうなるんですか。そのあたり、ちょっとお尋ねしたいんですが。

契約課長

今のご質問でございますけれども、例えばその会社が結果的に履行できないということになれば、契約の解除ということになるかと思えますけれども、契約の解除になれば、また改めてその委託については入札を行うという形になっていくかと思えます。

原田委員

そういったやり方じゃないかと私も思うんですが、ただ一つ、契約課長、この金銭的保証の中で、例えば金融機関の保証、あるいは一般的には保険会社の履行保証保険、こういったものが使われると思うんです。ところが、損保会社というのは現在、どこの大赤字でございまして、業界的に大手が三つ一緒になったり、最近の新聞では今度、大手二社が合併したり、この履行保証というのは現在、もう出さない方向に行ってるんですよ。だからこれ、逆行してるんですよ。もう、履行保証を保険会社に頼んでも、いや、うちは扱っておりませんか、審査の結果、おたくは残念ながら対象になりませんでしたというのが現状なんです。だから、私は、業務完成保証人というのがあれば、先ほどの例えば再契約の関係とか、なんで問題になってるかという原点に立ち返りますとね、要するに、例えば五社で入札を行った、で、一社が一番低いので通ったとしますよね。で、ほかに印鑑を押してくれという話でしょ。そうすると、そこに、いや、そんなに印鑑を押されるかという話になった時に困るから、こういった制度があると思うんです。それは理解できるんですが、現実はどういったものも非常に難しいということが現実にあるわけなんです。だから、一番いいのは、業務完成保証人というものの枠を広げればいいんです五社なら五社、その時にやった五社以外に、市外からでも保証人を取ったって、逆にいいんですよ。田川とか、近隣の嘉麻市なんかはそんなふうになされてあるはずですよ。必ずしもそこで競争入札をやった、それ以外の業者から印鑑を、保証人として見なさいというのは、多分ないと思うんですね。このあたりはどんなふうなお考えなんでしょうか。

副委員長

暫時休憩します。

休憩 15:10

再開 15:13

委員会を再開します。

契約課長

先ほどのご意見、貴重なご意見として承り、また今後、総務委員会の中においてでも方向性なり、ご報告をしていきたいというふうに思っております。

原田委員

とにかく、今後検討の余地は十分にあるということですね。今、言いましたように、この履行保証保険というものは本当に、どこも引き受けません。現状、私が認識しているのは一社だけです。そのほかに損保会社って何社もありますよね。じゃあ、その一社に変えなければ受けさせてくれませんか。そういったことまで行政が強いるのかということをお聞きしたかったんです。現状をやっぱりそこら辺、例えばこういうのを書かれるのであれば、現状の認識はしっかり持ったうえで、ぜひここら辺をご検討、これ、課題は大きいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

副委員長

暫時休憩します

( 委員長席交代 )

休憩 15:14

再開 15:14

委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市定額給付金給付事業の実施について」、報告を求めます。

定額給付金対策室長

飯塚市定額給付金給付事業の実施について、配付しております資料に基づきましてご報告いたします。定額給付金につきましては、目的等既にご存知のことと思っておりますが、景気後退の中での市民への生活支援と地域への経済対策に資するために実施するものであります。給付対象者は、本市の住民基本台帳に記録されている者、それから本市の外国人登録原票に登録されている者のうち、不法滞在者や短期滞在者を除く外国人でございます。申請・受給者は世帯における世帯主で、外国人の方は給付対象者本人となります。給付額は一人につき12,000円、65歳以上及び18歳以下の方は2万円でございます。

次に、本市としてのスケジュールでございますけれども、申請書の発送を、本日、3月16日に行います。申請の受付開始を翌々日の3月18日からといたしまして、申請期限を9月18日とすることにしております。それから口座振込の開始日でございますけれども、そこに3月30日と記載しておりますけれども、本日、金融機関との最終調整が取れまして、3月27日に振込の第1回目を行いたいということにしております。すみませんが、訂正のほどお願いいたします。それから現金の給付につきましては、4月末から5月の初旬ということで検討をしているところでございます。

申請の方法といたしまして、まず、本日付で申請書を発送いたしまして、その中に返信用の封筒を入れておりますので、郵送での申請、あるいは市役所の窓口のほうに直接持たれての申請という二通りの申請方法があります。窓口に来られる申請者の方に対しまして、本庁と各4支所に窓口を開設することといたしております。3月28日、それから29日、土曜・日曜は開庁して対応する予定としております。また、本庁のほうに直通電話を3本設置しておりますが、資料のほうには誤って「22-3842」を2本、書いております。誠に申し訳ありません、1本は「22-3843」でございますので、訂正をお願いいたします。また、返送されてくる申請書等もあるかと思っておりますので、後日、自治会長さんに情報提供をいただくなどにより、広く行き渡るようにしていきたいと考えております。

それから給付の方法でございますけれども、原則口座振込ということでお願いをいたしております。どうしても口座をお持ちでないと言われる方のために、現金による給付を可能としているところですが、口座振込を優先させるということから、給付の時期は遅れるかと思っております。

それから、この定額給付金と同じ時期に、子育て応援特別手当の給付も行われることになっております。これに対しまして、窓口を一本化いたしまして、児童社会福祉部の職員を定額給付金対策室に常駐させ、一体として受け付けることとしております。

また、添付しております市民へのお知らせ文の中に、振り込め詐欺の注意喚起、あるいは市内での消費促進をということで、ご案内をいたしております。以上、簡単ですが、ご報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

柴田委員

この定額給付金の配布について、本当に早い取り組みをしていただきましてありがとうございます。また、年度内ということで、それも日にちを3月27日、1回目ということで本当に

若い方々、お年よりもですが、待っておられます。本当にこの件は、早い手を打っていただいたことを感謝しております。その中で二つほど質問させていただきたいんですが、通帳に振り込まれたお金が、税金の滞納者だったら差押えされる場合がありますけど、そのようなことは、今回のこのことについては絶対あってほしくないと思うんですが、どのような対応をなさるのでしょうか。

納税課長

定額給付金については、国の見解は、今回の趣旨は差押えに合致しないという見解が示されています。窓口での差押えはいたしませんし、また情報の交換も、個人情報保護の関係で問題があるのじゃなかろうかという見解が出されておりますので、これについての情報収集は一切しないようにいたしております。ただ、預金に振り込まれますと、これは預金債権ということで、差押えの対象になるというふうに判断いたしております。ただ、国の、今回の定額給付金の趣旨からいきまして、これをターゲットにした差押えというのは、いたさないようにしております。前年どおりの、通常どおりの差押え業務の中で対処をしていく、そういうふうに考えております。

柴田委員

今、お聞きすると、もしかしたらその状況で、すぐ頂きに行かれたら頂けるとは思いますけど、万が一何か、時間的にずれたら差押えされるという状況があるのではないかと思います。振り込まれると必ず、飯塚市の何かそういう、通帳にですね、何か付くと思うんですが。何と言うんですか、金額と、送った先の名前が通帳に付くんじゃないか、だからわかると思うんですけれども。ぜひそういうことで、本当に生活が困難な今の状況の中、またそれを使っていたいて経済を引き上げていただきたいという定額給付金でございますので、何とかそのところは考えていただいて、そういうお金を差し押さえるということがないように、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

納税課長

なかなか難しい判断でございますけれども、先ほどお伝えいたしましたように、預金に振り込まれると差押えの対象として違法とはなりませんけど、定額給付金を目的にした差押えはいたさないように、課内でも協議して職員にも通知いたしております。先ほど言いましたように、例年どおり、通常どおりの差押え業務の中で、それに行き当たることはあろうかと思いますけれども、その辺は正直言って止むを得ないかなと思っております。

柴田委員

今、お聞きしたら、ちょっと、そういうことも本当に起こり得るんじゃないかなという気がいたしております。救済のための今回の定額給付金でございますので、ぜひ、そういうことのないようにお願ひしたいと思います。

それともう一つ、これは本当に何て言うんですか、こんなことは家族で話し合っていたきたいと思うことで、私もそのようには申しましたのですが、義理のお母さんが世帯主で、そこに家族分が今回入るようになるわけです、通帳にですね。世帯主ですので。そうすると、お嫁さんが、今まで気を遣って生活してあったみたいで、自分たちだけでももらうことができないんでしょうかということで、おっしゃってあったんですけれども、そんなことはどんなふうなんでしょうか。私、一度お聞きはしますと申しましたが、そういうことです。

定額給付金対策室長

今、委員さんお尋ねの、世帯内で分けて頂けるかということですが、これはあくまでも世帯主が申請者となりまして、世帯主さんの口座に世帯分をまとめて振り込むということで、これはほかに方法はございません。

柴田委員

私も、家族でよく話し合っていたきたいということでお答えはしてはおりましたけれども、またそのようにお伝えしたいと思います。先ほど、通帳から差し押さえないようにというようにお伝えしておりますが、本当に、納税は国民の義務ということで、常にそういう相談があった時もお話ししております。でも、今回のこのことだけは何とか、救済の意味でそういうことがないように、明細が載っておりますので、差し押さえる時にそういうところを見て、そういう方々には、どうかしたら4人家族で子育て支援の分があれば10万円来るところもあるんです。本当にそういうことで助かるというふうにおっしゃってあった方々もいらっしゃいます。何とか今回のこのことだけは、そういう税金の差押えということがないように何とかお願いしたいと思って、それは要望いたしまして終わります。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

兼本委員

申請書に、預金通帳のコピーと本人確認の、国民健康保険証、何でもいいですけどコピーを付けるようになると思いますけどね。これは、お年寄りの方でコピー機を持たない方がおられると思うんですよ。この場合は、例えば窓口で預金通帳と国民健康保険証を持ってきた場合には、窓口のほうでコピーはしてあげますか、してあげませんか。

定額給付金対策室長

窓口にお見えになれば、そこで掲示をしていただければ結構なことになっておりますけれども、確認不足だとか、そういうことを防ぐ意味で、私どものほうからお願いしてコピーを取らせていただくということで考えております。

兼本委員

私も65歳になって年金の申請はどんなものかと思って行ったら、やっぱり通帳を持ってきてください、と。で、通帳がなかったら銀行から証明をもらってくださいということで、通帳を見せたら向こうがコピーをしてくれて、これで結構ですよということで。あれはそういう形でやっておりますからね。お年寄りの方で、近所にコンビニとかあればコピーできますよという話はしてありましたけど、どうしてもやっぱり分からないで持ってこられる方がおられると思うんですよ。で、冷たくあしらわないで、コピーまでちゃんとしてあげてください。それから先ほど納税課長が、現金で窓口でもらえば、窓口の差押えはないということでしたので、ひとつ柴田委員、窓口でもらうようにすれば差押えしないということですので、それは絶対しないということを今、確約、言いましたからね。ただ、預金も先ほど言いますように、今回の場合は消費の拡大ということを目的とした2兆円の国の予算ですからね。この定額給付金、賛否いろいろありましたけど、国会を通った以上は、もらえればなるべく、今言われたように、この分だけは目こぼしするような広い気持ちで、ぜひやってもらいたい。それをしたからといって市長も怒りはしないと思いますよ。だから、ここでは「しません」ということは、はっきり公言はできないでしょうけど、ひとつ穏便に、大岡裁きではないけど、少し目こぼしするような度量もなければ税金は集まらないと思いますから、よろしく願いしときます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

川上委員

給付の方法が、原則を口座振込みとし、口座を持たない人に限り現金給付も可というふうになってるんですけど、給付方法をこのようにする理由は何ですか。

定額給付金対策室長

原則口座振込みとさせていただきますのは、一番には数が多いということで、多額の現金をどこか一箇所に用意するというのは、なかなか防犯上の観点からも難しい面もありますし、一

番には申請件数が多いということでございます。

川上委員

それは、皆さんの都合上なんですか。皆さんの防犯ですか。それとも市民の側の防犯上の都合を言われたんですか。

総務部長

私どもの都合ということだけではございませんで、安全確実に早くこの給付金を皆様にお届けするという流れの中で、二つ一緒にやりますと混雑いたします。そういった中で、まず口座のほうを先に急いで、そしてそれから現金という形の流れの中で、スピーディーに送付をいたしたいということでやっておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

川上委員

あなた方は、もらう権利のある方、申請があった方々に確実に渡したいということで交付するんですよ。ところが納税課は、銀行口座に振り込まれば預金だから、狙い撃ちはしないけど取ってしまった中に入っているかもしれないとか、適当なこと言ってるわけですよ。だからあなた方は、オレオレ詐欺と同じとは言いませんけど、きちんと市民のところ、権利のある方、申請があった方に届けるという責務があると思うんですね。だから、そういう立場からすると、先ほどから課長が答弁されていることについてはどう思いますか。

総務部長

質問者、また兼本委員のほうからもいろいろご意見を賜りました。そういった趣旨につきましても、私ども定額給付金を給付する立場といたしまして財務部局とも話しながら、そういったこの定額給付金の趣旨に従う形で事務が進みますように、最大限努力をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

川上委員

だから、そういう立場の担当部長の目の前で納税課長が「入ってるかもしれませんが」と、差押えしたら。そういうふうに言われるわけですよ。努力したいというか、取ると言ってあるわけですから、部長の目の前で。だから、どうかと聞いているわけですよ。

財務部長

今、質問者が申されますように、差し押さえた中にそれが入ってるか入ってないかということの詳細に把握できない部分もあると思います。しかし、国のほうから一応、定額給付金については、現金は差し押さえないという、そういう趣旨での通知が参っておりますので、その趣旨を尊重した中で事務を進めたいと考えております。

川上委員

じゃあ、差し押さえないと約束してください、ここで。明確に言ってください。

財務部長

明確にここで、預金債権の中に入ってきたものを明確に区分できませんので、その趣旨にのっとって、配慮して事務を進めたいと考えております。

川上委員

明確に言わない理由は、区分ができないと言われたでしょ。預金口座を差し押さえようと思うということは、その方が申請されていれば、必ず振り込まれるわけです。しかも、あなた方が差し押さえようと思うくらい生活に窮していると思われる方は、必ず申請してるでしょう、ほぼ。だから、あなた方が差し押さえようかなというくらいの口座には、必ずといっていいほどの確率でこの定額給付金が入るわけですよ。そう思いませんか。だから、知らないうちに持って行ってしまったとか、ないわけです。そして、金額もだいたい、あてがわかるわけでしょう、あなた方だったら。世帯の状況とか、手のひらに乗るわけだから。だから、このなにがしのお金が入っている、あるいは入ると、これは定額給付金とわかるじゃないですか。100%

わかるはずです。児童扶養手当でも失業給付金でも、何だって差し押さえてるんだから、振り込まれたら。だからあなた方は、これが定額給付金であるかどうかわからないということはないでしょう。わかるでしょう。そんな大雑把な差押えの仕方、してないでしょう。幾ら取って幾ら残るくらいわかるでしょう。だから、100%あなた方は、差し押さえる時には差し押さえる中にこの定額給付金が入っているというのがわかるはずです。だから、避けようと思えば避けられるでしょう。避けると言ってくださいよ。どうですか。

財務部長

何度も申し上げているわけですが、定額給付金が給付された、給付されていないというような情報とか、そういう交換もいたしませんし、今、質問者が申されますように定額給付金については半年の中で給付されるわけですので、それがいつ給付されるかということも、納税指導の中で把握できる部分もございませんし、先ほど申しましたように定額給付金の趣旨を尊重した中で、同じことですが、事務を進めさせていただきたいと考えております。

川上委員

そろそろあれですが、だから総務部長、財務部長は押さえるかもしれないとまだ言っているわけですよ。だったら、この給付の方法、これは正しく、あなた方が考えているようにその方の手元に行って生活を助け、消費してもらって地域経済にも貢献してもらいたいという趣旨だから、とにかく渡って使ってもらわないといけないわけですよ。途中で納税課が持っていったら困るわけですよ。だから、であれば、財務部長も明確に「取らない」と言わない以上、希望のある方は現金給付も可、と。原則は口座振込だけど、希望の方は現金給付も可というふうに書き直せないですか。そうしたら丸く治まるじゃないですか。どうですか。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:37

再開 15:37

委員会を再開します。

総務部長

私ども、送付の際にはご本人に送付の決定通知をお出しするわけですが、税務のほうにそれを連絡するわけではございません。また、ここに理由として「口座を利用できない方」という文言を入れております。こういった分についても、定額給付金の趣旨、これを鑑みの中で対応してまいりたいというふうを考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

川上委員

わかりました。この「等」のところをよく読んでくれということ、今、言われたわけですね。だから、口座を持たない人だけじゃなくて、事情のある方は現金給付を求めていいということですね。それ、確認しておいていいですか。どうですか。

総務部長

定額給付金の趣旨に沿った形で運用をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

川上委員

今の答弁で、「等」というところを活かすんだということで確認しますね。だから、現金給付可というふうにしてくださいよ。

委員長

暫時休憩します。

休憩 15:40

再開 15:40



委員会を再開します。

総務部長

何度も申しますが、この定額給付金の趣旨に沿った形で運用をいたしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。そのかわり、現金についても若干遅れる、と。できるだけ急ぎますけれども、そういったところについてはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩します。

休憩 15 : 42

再開 15 : 57

委員会を再開します。

議案第35号を議題といたします。午前中の審査に引き続き、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

この際、安藤委員から、議案第35号に対する修正案が提出されておりますので、修正案を配付させます。

( 修正案配付 )

それでは、安藤委員に、修正案の趣旨説明を求めます。

安藤委員

修正の理由ですけれども、指定管理者の選定と評価については、それぞれ独立した附属機関で行うことが適当と考えるため、次のとおり修正案を提出するものであります。修正箇所につきましては、以下に書いてあるとおりでございます。以上、よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、修正案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

修正案については、基本的には読めばわかるというふうに思いますけれども、ただ、第1項は選定委員会を置くということで、これは選定権限を持つということなんですね。第2項において評価委員会を置く、と。ここでは、評価という権限を持つということになるので、確かに提案理由のとおり選定の権限と評価の権限は分離されることになると思います。ところが一方で、この評価委員会は評価という権限と同時に業務の停止命令を行う際に必要となる事項という、かなり強力な権限に関わる事項を司るといえるか、調査・審議するんですね。そういう意味では、この評価委員会は選定の権限を離れているものの、評価と業務の停止命令に関わる権限を併せ持つという意味では、不徹底ではないかというふうにも思うわけです。そこで、そのポイントになるのは、第3項に規定している規則がポイントになるのではないかと思うんですね。それで、仮にこの修正案が可決になった場合、規則は執行部のほうで扱うわけですから、執行部としてはどのような形で構成をしていくのか、運用をしていくのか、考えるところを聞かせていただきたいと思います。

総合政策課長

今回の修正によりまして、選定委員会と評価委員会を置くという二つの独立した委員会を置くわけでございます。それにつきましても、委員構成や役割等々について規定していきたいと

思っております。

川上委員

もう少し、わかりやすいような説明をしてもらえませんか。

企画調整部長

今、修正案がこうして示されておりまして、選定委員会と評価委員会は独立した機関という位置づけになっております。そうすると第3項の中、いわゆる規則の中で、選定委員会及び評価委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定めるというふうに規定をされております。この中で、選定委員会と評価委員会の委員構成については、全く別の委員構成という形にさせていただきます。

川上委員

もう一つだけ執行部に聞きますね。先ほど、原案のときには、選定評価委員会というときには、どういう議題というか案件を送るかということについては、まず第1次で、言葉が適切かどうかわかりませんが、ふるいにかけて、それで第2次のふるいにかけて、そして残ったものを選定評価委員会に審査してもらうんだということだったんですが、このように選定委員会と評価委員会に分かれるんだけど、この場合は評価委員会に対しては同じような形を考えられますか。どうですか。

総合政策課長

今回の修正案につきましても、第1次評価を所管課が行い、第2次評価は庁内委員会を設置し、そして要改善であって審議すべき事項がある場合につきまして、評価委員会に審議していただくというようなことを考えていきたいと思っております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。原案及び修正案、以上2件に対する討論を許します。討論はありませんか。

川上委員

私は、第18条の修正案、及び修正案を除く原案に対して反対の立場から討論したいと思っております。まず、第18条の原案についてなんですが、私はあえて端的に言えば、二点の問題を感じているわけです。一つは、第18条の原案の指定管理者選定評価委員会については、選定と評価、これに業務停止命令、こういった案件を審査する権限を持つ矛盾があると共に、構成・運営を考えると、市民の立場を離れた権限の集中ということになるのではないかと。もう一点は、選定評価委員会ということになりますと、本来、公の公的施設を住民福祉増進を図る拠点というふうに考えて住民サービス向上を目指して市民や利用者が主役になって状況を評価する、そして改善を求めていくというシステムが必要なんだけれども、実際には、例えば所管で案件を整理し、そして庁内で案件を整理して委員会に提起していくという流れも含めて、評価あるいは業務停止に関わる重要な問題に、恣意性だとか不透明なものが入り込む余地を選定評価委員会が作ることになるのではないかとこの心配をするわけです。

これに対して、質疑の過程で少し申し述べましたけども、議員提出の第18条の修正案は、選定と評価については分離をすることができる、これは大事な改善点ではあると思うわけです。ところが、評価委員会という点についていえば、やっぱり評価と業務停止命令に関わる案件を調査・審議するという、やはり権限の集中は残るわけですね。同時に、原案の二つ目の問題点として指摘した恣意性だとか不透明さについての心配、これについては先ほどから言われているように、委員会の運営については、案件の上げ方としては所管でのふるい、庁内でのふるいということになるのであって、ここは変わりがないというふうに思うわけです。ですから、

第18条の改正については不十分ということで反対であります。

また、修正部分を除く原案全体については、このほかにもいくつもの重大な欠陥や弱点があると思っております。例えば、一点目は地方自治法の第244条に、第3項は「設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは」と限定しているにもかかわらず、条例が指定管理者の選定基準として管理経費の縮減、これを住民サービスの向上よりも強調して明記していることであります。それから二点目は、申請資格については不正と腐敗を招かず清潔な市政運営を行う観点からどうしても必要な観点。市長と市議会議員、本人だけでなく、その親族が経営する会社、法人を除外する立場が欠落していること。さらに三点目として、情報公開と個人情報保護は、昨年3月議会の改正においても指定管理者を実施機関にせず、努力規定に留めていることが挙げられると思います。以上の理由で、第18条修正を除く原案についても反対であります。以上で討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

まず、修正案について採決いたします。議案第35号に対する修正案について、修正案のとおりに可決することに、賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、修正案については、可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。「議案第35号 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」の修正部分を除く原案について、可決することに賛成の委員は、挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、議案第35号の修正部分を除く原案については、可決すべきものと決定いたしました。

一言申し上げます。本日が、この委員構成での最後の総務委員会になろうかと存じます。私も総務委員会、初めてのことでございます。多々、至らない点があったかと存じてはおります。しかしながら皆様、議員各位、執行部各位のご支援・ご理解のもと、この任を終わらせていただくことができるようでございます。改めて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

( 拍 手 )

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。